

名古屋市児童虐待事例検証報告書

平成24年5月

名古屋市児童虐待事例検証委員会

目次

I	検証の経緯	
1	はじめに	1
2	検証委員会設置の経緯	1
II	検証の方法	2
III	事件の概要	
1	概要	2
2	背景	2
3	世帯構成	3
4	世帯の経過の概要	3
5	事例の経緯と関係機関の対応	3
IV	事例検証により明らかになった問題点及び課題	
1	児童相談所の管理体制について	5 4
2	調査と見立て	5 6
3	連携（コーディネート力の欠如）	5 8
4	支援方法（ケースワーク力の欠如）	6 0
5	一時保護	6 1
V	提言	
1	児童相談所の専門性の向上	
(1)	児童虐待対応の専門性	6 5
(2)	専門職としての職員採用の導入	6 5
(3)	一時保護の積極的実施	6 5
(4)	基礎的な知識、技能習得の徹底	6 6
(5)	研修の体系化と充実	6 7
(6)	外部有識者の活用	6 7
2	児童虐待への組織的対応力の強化	
(1)	組織的対応の強化	6 7
(2)	児童心理司の増員	6 8
(3)	児童福祉司の増員	6 8

3	各関係機関の独自性と連携	
(1)	区役所と児童相談所の連携	69
(2)	警察と児童相談所の連携	70
(3)	学校と児童相談所の連携	70
(4)	地域・民間団体と児童相談所の連携	71
(5)	医療機関、保健機関などと児童相談所の連携	71
(6)	市役所本庁主管課と児童相談所の連携	72
4	児童虐待防止に関する総合的な実践研究	72
	おわりに	74
	参考資料	
	名古屋市児童虐待事例検証委員会設置運営に関する規程	77
	名古屋市児童虐待検証委員	79
	検証経過	79

I 検証の経緯

1 はじめに

平成23年10月22日、名古屋市名東区で中学2年生の児童が実母の交際男性による児童虐待によって尊い生命を落とした。名古屋市では児童相談所が関与した虐待死亡事例だけでも、過去10年に6名の子どもが生命を落としている。さらに児童相談所が関与していないケースであるが、昨年中区内において6か月の乳児が亡くなっており、実に痛ましい事態である。

名古屋市は、児童虐待での死亡事例が発生するたびに検証などの方法で二度とこのような悲劇を起こしてはならないと見直しをしてきた。名古屋市だけでなく、各区単位でも検証を行ってきた。しかし、それらが現場で活かされていない状況であるため、児童虐待の死亡事例を再度引き起こしてしまった。

ここに再度、児童虐待重篤事例の根絶を目指して、検証を行うものである。

2 検証委員会設置の経緯

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項は、児童がその心身に著しく重大な被害を受けた児童虐待事例について、地方公共団体に対し、児童虐待の予防及び早期発見、児童のケア並びに保護者の指導・支援のあり方、学校や児童福祉施設の果たすべき役割など分析・調査研究・検証を義務づけている。さらに厚生労働省は、児童虐待死亡事例等の検証について実りあるものにするべく、平成20年3月14日付けで「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」と題する通知を出し、平成23年7月27日にはその一部改正を通知している。

本検証委員会も、繰り返される虐待死亡事例を重く受け止め、今後二度と児童虐待死亡事案を発生させないために、関係機関や関係者のヒアリングを実施し、委員間での情報の共有と認識についての活発な論議を重ねるなど、緊急かつ徹底的に踏み込んだ検証を実施した。

とりわけ検証報告書が今後の研修としても生かされるように、本事例の経過を詳細にまとめ（時系列表）、徹底した検証の結果を具体的に指摘するよう努めた。児童虐待防止にかかわる関係機関すべてがこの報告書を基にして、子どもの生命を守るために我々は何をするべきかを常に考えていただきたい。

なお、本検証は、児童虐待の再発防止策を検討するためのものであり、特定の組織や個人の責任の追求、関係者の処罰を目的とするものではないことを付言する。

II 検証の方法

- 1 児童相談所及び関係機関の記録、関係書類の精査により当該事案への対応の事実確認を行った。
- 2 以下のヒアリングを実施し、事実関係の確認を行った。
 - ・児童相談所 平成23年12月15日 10時から正午
平成23年12月22日 9時から12時50分
平成24年1月13日 16時から17時
 - ・区役所 瑞穂区役所 平成24年1月10日 9時30分から正午
名東区役所 平成24年1月24日 9時30分から11時15分
 - ・学校 B小学校 平成24年1月17日 14時から18時50分
D中学校 平成24年1月24日 10時から正午
C中学校 平成24年1月25日 10時から12時30分
 - ・瑞穂警察署 平成24年1月17日 10時から正午
 - ・母方祖母及び伯母 平成24年2月28日 9時30分から11時
- 3 検証報告書提出後、一定期間後に提言内容の取組状況についてフォローアップを実施する。

III 事例の概要

1 概要

平成23年10月22日午前6時30分頃、実母から119番通報。実母の交際男性が本児の頭部及び胸部を蹴ったとして、本児が心肺停止状態で病院に搬送される。同日午前9時42分、本児の死亡確認。

実母の交際男性は、同日名東警察署に任意同行ののち、傷害罪で緊急逮捕され、同年11月11日に傷害致死罪で起訴された。

平成24年3月8日、名古屋地方裁判所において懲役8年6月の判決が下された。

2 背景

本ケースは、平成20年9月にネグレクトケースとして名古屋中央児童相談所に通報されて以来、児童相談所がその後継続的に家族に関わりを持ってきたケースである。児童相談所は、本児及び弟を2度にわたりいずれもネグレクトとして一時保護した。その後、平成23年6月からは実母の交際男性からの身体的虐待として児童相談所に対応が求められていながら、実母の交際男性が本児らに対する体罰について反省を示したことで一時保護を含む適切な対応をとらなかったため最悪の事態を招くに至ったものである。

① - 1 第 1 期の相談経過

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成 19年 9月 21日				瑞穂区役所 主任児童委員から ネグレクトの可能性有との通報。 ※ 児童相談所に 情報提供をす べきである。 ※ ネグレクトに 対して児童の 生命に関わる という危機感 を持つべきで ある。	
平成 20年 1月 9日				瑞穂区役所 主任児童委員から 情報を聴取。 ※ 児童相談所に 情報提供をす べきである。 ※ ネグレクトに 対して児童の 生命に関わる という危機感 を持つべきで ある。	
平成 20年 9月 12日		市民から実母による 虐待通告。(「ご飯を 食べさせてもらえて いない」、「夏でもト レーナー、ズボン はボロボロ」、「身体 も汚れ臭い」、「ラン ドセルからゴキブリ」 、「母親が夜間不在」) B 小学校から聴取。 祖母が非常に頑張っ て養育されていて、 母が養育に関与でき ていないということ は把握していたが、 学校としては問題の ない家庭と捉えてい た。 緊急受理会議開催 児童相談所として家 族歴・保護者の前歴 などの情報の把握す ることなく、小学校 と通告者の認識にズ レが見られることか ら、B 小学校から実 情を把握し対応を協 議することとした。			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		※ 家庭の背景を把握すべきである。 ※ 小学校と通告者の認識にズレが見られる場合には、十分な検証を行うべきである。			
平成20年9月22日				瑞穂区役所主任児童委員から聴取。特に環境が悪化したとは思わないとのこと。	
平成20年9月26日		B小学校訪問。親族の支援を受けて養育されており、心配される状況ではないことから助言指導とする旨確認。	B小学校児童相談所が学校訪問。母の養育能力不足があるも、祖母と伯母の支援があつて本児らは元気であることを報告。		
平成20年9月29日		虐待防止班チーム会議開催。 親族の支援を受けて養育されており心配される状況ではないことから助言指導とする旨確認。 ※ 通報以前の家庭の問題点、特に母の養育能力不足が指摘されているのであるから、母に関する情報をもっと調査しておくべき。			
平成20年10月1日		援助方針会議開催。上記方針を承認。			
平成20年11月28日	母親、Eクリニック受診。1か月平均2.5回の通院。症状：不安障害・うつ状態。				

① - 2 第1の相談における課題（ネグレクト）＜情報収集力と見立てる力の向上＞

平成19年9月21日・平成20年1月9日と2回も主任児童委員からネグレクトの可能性ありとの通報を瑞穂区役所は受けている。瑞穂区役所は児童相談所に情報提供をしていない。ネグレクトが子ども期の生命にかかわるといふ危機意識がなかったからであろうか。

1回目の通報から1年後に今度は市民から実母によるネグレクトの通報が児童相談所に

入った。子ども達の状況は、「夏でもトレーナー、ズボンはボロボロ」「身体も汚れ臭い」「ランドセルからゴキブリ」「母親が夜間不在」といった具体的な情報であった。児童相談所は小学校から情報収集をして緊急受理会議、虐待防止班チーム会議を開く。祖母、伯母など親族の支援を受けて養育されており、心配される状況ではないと助言指導で対応していく方針を援助方針会議で承認した。この時に区役所と児童相談所の連携が取れていれば、継続的なネグレクトであることが浮かび上がったはずである。

母親がネグレクトしている理由（職業、経済状況、生活状況、精神的な健康度、養育能力、援助できる人間関係）や子どもへの養育状況（食事、洗濯、入浴、学校への持ち物、など生活の様子、困ったときの対処の仕方）など児童相談所が母親の養育の実態を調査し明らかにする努力をしていれば、危機意識を持たざるを得ず、最初のボタンをかけ間違えることがなかったのではないか。そして 家族の人間関係と歪み、実母についての成育歴などを明らかにし、家族診断、リスクアセスメントをしてケース見立てができていれば、この家庭の実情に合った援助方針ができたと思われる。このケースは、最初の時点から児童相談所は関係機関との連携による情報収集ができておらず、しかもケースを見立てる力量がなかった。

② - 1 第2期の相談経過

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成21年4月15日	母親、Eクリニック受診継続。		B小学校 弟が担任へ、昨晩は誰も帰らず、朝ごはんは食べずに学校に来たと話す。祖母と伯母を学校に呼んで事情を聴く。		
平成21年4月17日		<p>B小学校から虐待通告（ネグレクト）。祖母に連絡し、状況確認。祖母は一時保護を希望。実母は、帰って来ない日が多く、居所を知らないとのこと。母は強度のうつ状態である。母が祖母と伯母に感謝をしないので、祖母も伯母もいやになり、殊に祖母は曾祖母の介護もあるので、子どもたちを一時保護してもらって体を休めたいというほど疲れている。</p> <p>緊急受理会議開催。保護者や小学校から実情把握し対応を協議する方針。</p> <p>B小学校から聴取。</p> <p>家庭訪問実施。本児・弟・祖母と面接。母はほとんど帰宅せず、帰った時には極端に可愛がるが、出ていくとほったらかしにする。一時保護について説明し、辛くて見てられない時には児童相談所へ相談するよう助言。</p> <p>※ この家庭の家族病理について積極的な情報収集を行うべきである。特に母のうつ状態の情報を得ているのであるから、今後ネグレクト状態が深刻になり得ることを視野に入れた調査が必要。</p>	B小学校 上記の内容を児童相談所に通告。祖母から児童相談所に通報して欲しいと依頼有り。		

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>※ 児童相談所の方針に一貫性がない。</p> <p>※ 実母の養育能力が大きく不足し、支援してきた親族が疲れてSOSを出していることが認められる。このような深刻な状況にある場合は直ちに一時保護すべきである。</p> <p>※ 子どもたちからも話を聞くべき。</p>			
平成21年4月20日		<p>B小学校へ連絡。家庭訪問の報告。実母に電話、応答なし。</p> <p>※ 電話だけでなく家庭訪問により現状を把握すべきである。</p> <p>※ ここで一時保護し、母と面接してより具体的に問題を把握しておくべき。</p>	<p>B小学校 児童相談所から家庭訪問の報告。児童相談所の担当児童福祉司より、家庭訪問結果の報告の電話があった。「母親不在で、祖母と話をすることができた。学校が変わることもなく一時保護をすることもあると祖母に伝えた。基本は家でお願いする。担当児童福祉司2名がリーフレットを置いてきた。学校から母親の連絡先を聞いたと言って母親に連絡をする。祖母には、児童相談所の判断で家庭訪問してもらったとあって良い。」との内容。</p>		
平成21年4月22日		<p>実母に電話、応答なし。</p>			
平成21年4月24日		<p>祖母に電話、応答なし。</p>			
平成21年4月27日		<p>祖母から連絡。生活状況を確認する。</p> <p>※ 家庭訪問により現状を把握すべきである。</p>			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成21年4月28日			B小学校 児童相談所から電話で連絡（児童相談所記録にはない）。祖母に一時預かり可能で転校不要と話したら安心したとのこと。		
平成21年6月11日		祖母・伯母が来所し、面接実施。 実母は夜間不在だが、昼間に帰宅し、スーパーの弁当やパンなどを本児・弟の食事として用意しているとのこと。月3回から4回帰れない時があるが、祖母から実母に子どもたちの食事の用意の依頼についてメールがあるとのこと。 ※ このような深刻な状況にある場合は直ちに一時保護すべきである。 ※ 家庭訪問により現状を把握すべきである。	B小学校 児童相談所から連絡。 実母に話をしても事実を引き出せないどころか、反発されることが考えられるとのこと。祖母は施設入所も考えたが、これがベストではない。一時保護も考えられる。区役所の民生子ども係（ショートステイ）にもつないでおいた。区役所に出向いて相談している。		
平成21年6月21日		6月21日記入の「在宅支援アセスメント」：10項目に「心配」のチェックあり。母の薬物依存、攻撃的性格、衣食住の世話をしない、養育問題の自覚がない、親（祖母）との対立などその結果、定期的なケース会議の必要性は「無」。本家族に必要なサービスは「ショートステイ、親への生活指導、モニタリング」。 ※ 児童相談所の本事例の重症度の判定にズレがある。 ※ ネグレクトに対して児童の生命に関わるという危機感を持つべきである。			
平成21年6月22日	この頃、祖母が家を出る。（児童相談所を動かす				

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
	ために、祖母と伯母がとった手段)				
平成21年6月23日	母が暴れたため、曾祖母介護保険施設に入所。祖母は伯母の家に避難。本児・弟は2人で生活。	6月23日記入「一時保護検討のリスクアセスメント」の結果は「レベル2（集中的援助）」 ※ 保護者（同居人）の性格的問題として「よく怒る」、薬物依存などの問題、家族・同居者間の不和、養育態度不適切、家事能力不足を問題点として指摘している。母を保護者と認識している。そうであれば、「⑤虐待が繰り返される可能性は高い」の領域で、「複数の通告」「保護者に虐待の認識・自覚なし」「児童相談所方の援助に対し拒否的、改善が見られない」「保護者に精神疾患が疑われる」などの項目にチェックが付き、「レベル3（一時保護を検討）」の判定になると思われる。 ※ 児童相談所の本事例の重症度の判定にズレがある。			
平成21年6月26日				瑞穂区役所 主任児童委員に見守り依頼。 ※ 漠然とした依頼ではなく、依頼の趣旨を明確に示し、情報共有のための関係者会議を予定すべきである。	
平成21年7月15日		※ 児童相談所は6月11日以降、全く情報を収集していない。	B小学校 19時頃伯母から学校に電話。「6/22頃祖母が家を出た。」		

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>なぜこの家族を放置しておけるのか。</p> <p>※ この家庭の家族病理について積極的な情報収集を行うべきである。</p> <p>※ ネグレクトに対して児童の生命に関わるという危機感を持つべきである。</p>	<p>所在は言えない。このことは児童相談所にも伝えた。自分も仕事を始めた。11時から19時は仕事で、電話があっても出られない。この先困ったことがあれば児童相談所に連絡して欲しい」とのこと。(学校の記録あり)</p> <p>この電話の少し前に母が家で暴れたという話をきいたとの記録はあるが、学校が何らかの対応をしたという記録はない。</p> <p>※ 養育の主力である祖母が家を出ているのであるから、すぐに情報を児童相談所に報告すべきである。</p>		
平成21年7月17日		<p>B 小学校から連絡。(学校の記録あり。その後は8月13日まで学校の記録なし。)</p> <p>※ ネグレクトに対して児童の生命に関わるという危機感を持つべきである。</p> <p>※ 養育の主力である祖母が家を出たとの情報があったのであるから、すぐに家庭訪問して子どもたちの状況を把握し、一時保護をすべきである。</p> <p>※ 同日中に祖母や伯母に連絡をとるべきなのに、とっていない。</p> <p>※ 夏休みに入る前に、状況を確認して、一時保護すべきである。</p>	<p>B 小学校 学校から児童相談所担当児童福祉司に電話をした。「児童相談所が民生委員に依頼して、家の様子を廊下から見てもらったが変わった様子はない。祖母伯母に連絡をとって状況を確認するとのこと。</p>		
平成21年8月7日		<p>祖母から児童相談所に電話。昨日、実母が暴れて、身の危険を感じて曾祖母を介護保険施設に入所さ</p>		<p>瑞穂区役所 祖母と伯母が区役所へ来所(ここまでしないと、児童相談所は何もして</p>	

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>せ、祖母は伯母の家に避難した。</p> <p>瑞穂区役所から連絡。 祖母・伯母が手当の相談のため瑞穂区役所来所。</p> <p>※ この家庭の家族病理について積極的な情報収集を行うべきである。</p> <p>※ 児童相談所が全く動かないことが原因である。</p>		<p>くれないという伯母らの判断)。 手当の振込先を母から祖母へ変更するか停止をとの申出。 母の了解を得ずに変更できないと回答。</p> <p>※ 見守り対象家庭であるから、形式的な対応だけでなく、何に困って来所したのか聞きとるべき。</p>	
平成21年8月10日		<p>祖母から電話。 実母が祖母に暴力を振うため、6月23日に曾祖母は施設に入所、祖母は身内のところへ避難したとのこと。本児・弟は二人で生活している。 実母は、1日に1度来て、弁当若しくは1,000円を置いていくとのこと。祖母が行かない日は、1食しか食べていないと話す。 実母の薬物の使用歴についても相談。</p> <p>※ 環境が大きく変化しているため、児童相談所が対応すべきである。</p> <p>※ 母の精神的な不安定さについて調査し、以後この点に注意を払って対応すべきである。</p> <p>※ 環境が大きく変化したとの情報が入ったのは、7/17であり、ここまで何ら動きをしていないのは大問題。</p> <p>※ 直ちに家庭訪問を実施して本児らの状況を確認し、一時保護すべきである。</p>			祖母から警察に連絡したところ、母に逮捕状が発付されたと言われたとのこと。

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成21年8月11日		<p>祖母から連絡。本児・弟の一時保護を希望。本児・弟は十分に食事を摂れておらず、室内はゴミが散乱し、虫が飛んでいる状態である。夏休みに入り祖母が週に2、3回は様子を見に行き、食事を与えているが、仕事の都合と実母と鉢合わせる可能性があるため毎日行くことは困難である。</p> <p>所内協議。本児・弟の一時保護を決定。</p> <p>家庭訪問。CWより施設で一時保護の準備を整えており、3度の食事と毎日の入浴、清潔な生活環境が保障することを説明した上で、本児らの意思を確認した上で一時保護開始。</p> <p>※ 一時保護について、子どもに決定を委ねるような意思確認の仕方をすべきではない。</p> <p>※ 一時保護委託決定通知書の開始の理由には「食事を十分に摂れていない。生活環境が不衛生である」の2点が記されている。主要な理由「母が不在で子どもだけで生活している。保護者の認識・自覚なし（希薄であると書くか）。」を記すべきである。</p> <p>※ 一時保護の説明を祖母から本児らにさせるのは問題。児童相談所が説明すべきである。</p>		<p>区実務者会議 最初の一時保護(H21.8.11~8.24)解除後、要保護(ネグレクトの在宅支援)として実務者会議で取り扱うケースとなる。</p>	<p>児童相談所から瑞穂署少年係に逮捕状が発付されているのかを問い合わせている。</p>

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成21年8月12日		緊急援助方針会議。 一時保護を決定。 伯母に連絡。 14日に祖母・伯母と面接することとする。			
平成21年8月13日		施設訪問 本児・弟と面接 子どもだけで生活し、食事も満足にできず、室内も散らかり洗濯もされていなかった。改善されたら帰宅する。 ※ 本児らに一時保護の理由を尋ねて答えさせる必要はない。 8月15日に実母の交際男性宅に泊まる予定があったとのこと。 ※ 実母の交際男性についての情報を収集すべきである。 実母から連絡。 本児・弟の引取りを希望。	B 小学校に祖母から連絡。 本児・弟は一時保護中。2学期には戻ってくる予定とのこと。 一時保護前の状況について報告。		児童相談所から瑞穂署少年係へ電話。 本児・弟を保護した旨を連絡。 母より捜索願が出されたら瑞穂署より児童相談所に連絡する。
平成21年8月14日		伯母に連絡。 実母の状況を聴取。 実母から連絡。 本児・弟の引取りを希望。 会社を退職し、養育可能となった。 祖母・伯母来所 面接実施 ①保護は匿名の通告によるもの ②保護の際には祖母が同席 以上二点は母へ伝える旨確認する。 母来所 面接実施 (母の所在が不明だったため、この時点で初めての面接) 今回の保護は匿名の方からの通告があり対応したものと説明。 母は、本児・弟を連れて帰りたいと主張するので、自宅の状況を確認するまでは帰せないと説明し、	B 小学校 児童相談所から実母との面接内容について報告。		実母から連絡があった旨を南署刑事課に連絡。 瑞穂署少年係に電話。母の件について祖母らは南署刑事課に相談したことを連絡。

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>後日家庭訪問を行うこととした。</p> <p>※ 母は、仕事場について虚偽の説明をしており、今までも仕事をせずに家にも寄りつかなかったことが推測される。自身の問題として理解していない母に対し、「部屋の片づけ」という表面的な作業を、一時保護解除の条件として示すのは疑問。</p> <p>※ この時点で、本ケースを深刻なネグレクト事案と把握し、安易に一時保護解除の方針を立てるべきではない。</p> <p>※ 一時保護についての対応が実に対症療法であって、一貫した家庭支援のシミュレーション（計画的な関わり）につながっていない。</p> <p>※ 実母に対し、一時保護の理由を説明して、問題に直面するよう促すべきである。少なくとも緊急避難的な一時保護などと説明すべきでない。</p> <p>祖母に連絡。 実母との面接状況について説明。</p> <p>※ 実母の交際男性についての情報を収集すべきである。</p>			
平成21年8月19日		<p>本児・弟と面接。 本児・弟は入所継続を希望。</p> <p>※ 本児・弟が一時保護の継続を希望</p>			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>している状況で、一時保護解除の方針をたてるべきではない。</p> <p>※ 本児らが、転校して保護を継続してもいいと希望している意味の重要性を認識すべきである。</p>			
平成21年8月20日		<p>実母から連絡。21日に面接し、児童相談所が家庭訪問した上で、帰宅を検討すると説明。</p> <p>※ 一時保護についての対応が実に対症療法であって、一貫した家庭支援のシミュレーション(計画的な関わり)につながっていない。</p> <p>※ 母の居場所の確認、職場の確認、給与明細、給与振込の確認、勤務時間の確認、いつから働いているかの確認などが為されていない。</p> <p>※ 本件は、部屋が散らかっていることが問題なのではない。不合理な条件設定である。</p>	<p>B小学校 児童相談所より学校に電話 8/11日に母親に一時保護決定書を送付した 8/13に母親から児童相談所に連絡があった。 8/14 児童相談所から母に対し、匿名の方から通報と話す。 8/21 児童相談所が家庭訪問する。</p>		
平成21年8月21日		<p>実母来所。家庭訪問。実母は眼がうつろで頬がこけ、眼を合わさず、落ち着きない。8月14日から食わず眠らずで部屋の掃除を行った。県・市営住宅の申請、生活保護の申請はする予定。実母の就労先を児童福祉司になかなか伝えられなかった。室内が片付けられていることを確認し写真撮影。</p> <p>本児・弟と面接。本児・弟は、生活状況が改善されたため帰宅を希望。</p>	<p>B小学校 児童相談所から連絡。家庭訪問の結果、本児・弟を帰す旨の報告。</p>		

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>実母に連絡。 24日に実母と本児・弟との面接を設定した旨伝える。</p> <p>祖母に連絡。 実母と面接後に帰宅させる可能性が大きくなったと伝える。</p> <p>※ この時点で実母の日常生活に何らの改善も見られないのだから、そもそも一時保護解除の決定などすべきでない。 子どもたちに生活状況が改善されたと伝えたその報告内容自体が誤り。子どもたちの希望で一時保護を解除したような形をつくってはならない。</p> <p>※ 本児・弟の養育には、祖母及び伯母の協力が不可欠であるため、一時保護解除前に祖母や伯母に連絡すべきである。</p> <p>※ 実母のネグレクトを改善するために、時間をかけて実母の指導をすべきである。</p>			
平成21年8月23日		<p>実母から連絡。「子どもを返してほしい、眠れなくて辛い、もう死にたい、全て祖母が悪い」との訴えあり。本児・弟の引取りを希望。</p> <p>※ 子どもが一時保護された理由が分からないと主張する実母に、本児らを帰すべきではない。</p>			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成21年8月24日		<p>交際相手と実母が、施設から児童相談所に到着した本児らを無理やり奪おうとし、実母を制しようとした児童福祉司のところに交際相手が立ちはだかり、そのすきに実母が本児らを車中に連れ込む。</p> <p>交際相手は、児童福祉司に対し、一時保護したことを非難する言動をとる。</p> <p>交際相手の要求に従い、初めに本件に無関係な交際相手の面接を行う。</p> <p>本児・弟・実母・実母の交際男性と面接実施 実母の生活状況を聴取。 今後、来所面接、家庭訪問など継続的な指導を行う旨説明。</p> <p>実母との面接前、実母の交際男性から一時保護について抗議有。実母と交際相手が強制的に本児・弟を引き取り。</p> <p>一時保護解除。</p> <p>※ 実母の交際男性についての情報を収集すべきである。</p> <p>※ 家庭支援について、一貫したシミュレーションができていない。</p> <p>※ 母・交際相手ともに攻撃的で社会性に乏しく、問題点を反省していないことが明白であるのに、そのまま本児らを返してしまうのは問題。一時保護解除の条件について仕切り直しをすべきである。</p> <p>※ 非常識な行動に</p>		<p>瑞穂区役所 要保護（ネグレクトの在宅支援）として実務者会議で取り扱うケースとなる。</p>	

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>出てきた交際相手の存在にもっと危機意識をもつべき。</p> <p>※ かかる暴挙を理由に一旦解除を延期すべきであった。</p> <p>※ 実母の交際男性を面接の対象者とすべきではない。</p> <p>※ ここで母親に適切ではない養育態度や環境であることが虐待になるということを指導すべであった。</p> <p>※ 児童相談所は主導権を持って毅然とした対応を取るべきである。このような対応では子どもを守ることはできない。</p>			
平成21年8月25日	実母から祖母に電話があり、本児らを預かってほしいと頼まれた。	<p>※ 一時保護解除を祖母にも学校にも連絡しておくべき。</p>			
平成21年8月28日	祖母が避難先から自宅へ戻り、実母は家から出ていった。				
平成21年9月1日		<p>祖母から連絡。28日に祖母が避難先から自宅へ戻り、実母は家から出ていったとのこと。</p> <p>※ 再度一時保護を検討すべきである。</p> <p>※ この時点で、母の養育能力が著しく欠けていることが事実経過からだけでも十分確認できると判断すべきである。</p>	B小学校 祖母から連絡。本児・弟が一時保護されていたことなどを話す。		

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成21年9月4日		<p>祖母・伯母来所 面接実施。 今後は祖母が本児・弟を養育する。実母も了承しているとのこと。 祖母が母から養育を依頼された経緯の聞き取り。母が出て行くこと、自由に出入りできないように鍵を変えることを条件として本児・弟を預かることを同意した。</p> <p>※ 児童相談所としてのケースの見立てが全くできていない。対症療法だけで対処しているの、祖母を子どもたちの養育者にすることの母親の同意だけで満足している。</p> <p>※ 子どもの安全を守り健全に育成する責任者である実母に対して指導がなされた感じが見受けられない。実母にその様な能力がない場合は児童相談所が代行すべきである。</p> <p>※ 母が祖母に養育を依頼したことで、ネグレクトの問題がクリアしたと捉えるのは問題。</p>			
平成21年9月15日		<p>援助方針会議開催。継続指導開始。学校などを通じて家庭状況を把握する他、家庭訪問などを行い経過を観察する方針。</p> <p>実母に連絡。 今後は祖母が本児・弟の保護者とする旨説明し、同意を得る。</p> <p>援助方針会議資料 (H21.9.14 作成) 「社会診断：一時保護解除後、祖母が自宅に戻ったことで、</p>			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>本児らの日常生活は一定の安定を得ることができることが見込まれる。しかし、母の動向次第では、再び混乱することが考えられる。」と記されている。</p> <p>※ 養育者の変更についての方針がない。</p>			
平成21年9月29日	母が多量の睡眠薬を服用、F病院に入院。		B小学校 祖母から学校へ電話。 母が薬を多量に飲んでF病院へ入院。集中治療室に運ばれたとのこと。		Eクリニックで処方された睡眠薬を多量に服用しベンチで寝ていたところを、千種署員に保護されF病院に搬送された(医療保護入院)。入院中の検査で違法薬物の検出はなし。
平成21年10月1日		<p>瑞穂区役所から連絡。実母の入院について聴取。</p> <p>※ 児童相談所は母親にも面談せず入院先にも問い合わせさえしていない。家族支援の姿勢が全く緩慢である。子どものことはすべて祖母任せである。</p> <p>※ 祖母が本児らの面倒を見ているので、母のことは考慮されていない。支援が祖母任せで、一貫性がない。</p> <p>※ 実母と直ちに面会して実母の精神状態、養育能力などを把握すべきである。</p>	B小学校 瑞穂区役所から連絡。祖母宅の鍵を変えたと報告。	瑞穂区役所主任児童委員から実母が入院したと連絡。	
平成21年10月14日		<p>※ もっと定期的に家庭訪問して本児らの状況を把握すべきである。</p>	B小学校 本児が糖尿病であるとの検査結果を報告。 民生委員から電話。 母親が本児のところに家の鍵を借りにきた。教務が対応し、		

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
			母が鍵を持っていったとのこと。		
平成21年12月14日		<p>本児・弟・祖母来所面接実施 母は、9/29に睡眠薬を大量服用し入院。10/1に退院した。本児・弟は毎日登校しており問題ない。養育が一時的に負担となったら、ショートステイの利用を祖母に説明。</p> <p>※ 児童相談所は実母の入院を知らずながら2ヶ月以上この家族に接触していない。早期に家庭訪問を行うべきである。</p> <p>※ 本児・弟から聞き取りがなされた形跡がない。もっと子どもたちに直接話を聞くべきである。</p>			
平成21年12月15日		<p>瑞穂区役所に連絡。ショートステイの相談があった場合に対応を依頼。</p> <p>B小学校に連絡。本児・弟の状況を聴取。</p>	<p>B小学校 児童相談所から連絡。 祖母や瑞穂区役所からの情報を報告。 児童相談所は、経過がよさそうなので、この件は一旦締めくくると報告。</p> <p>※ 児童相談所は実母の入院を知らずながら2ヶ月以上この家族に接触していないのに、一度の面接でこのような結論を出すべきではない。</p>		
平成22年1月13日					23:40に祖母から本児ともめ事があり助けてほしいと110番通報。15分間対応した。祖母と本児の喧嘩。
平成22年1月23日					19:00頃に本児から祖母に頼まれて110番通報。祖母と母

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
					が電話で喧嘩し、母が今から来ると言ったが、母から暴力をふるわれるので家にいたくない。警察官が訪れ、20:30まで待機したが母は現れなかった。
平成22年2月8日			B小学校 春日井署から学校へ電話。母親を逮捕する。本児・弟の現在の状況を知らせて欲しい。(現状と祖母の名前を伝えた。逮捕した時点でまた連絡するとのこと。(その後連絡なし)		
平成22年2月25日					実母を逮捕、勾留。
平成22年2月26日				瑞穂区役所 実務者会議。 2月23日に実母が生活保護の相談に来所した、その相談の中で区内の市営住宅への入所申し込みをしたと話していたことを報告。 ※ 実務者会議は区役所、保健所、児童相談所のみ参加であるが、実母の反社会的な生活を認識するためにも警察の参加を求めべきである。	
平成22年3月2日		家庭訪問 本児・弟・祖母と面接。室内の状況確認。実母は1月に交際男性と喧嘩をしたようで、何日か自宅に滞在。その際に祖母と口論となり暴力を振われそうになったため、祖母が警察を呼び、警察が仲裁に入り、交際男性が迎えに来て連れて行った。現在実母は警察の留置施設に勾留されている。このこと			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		は地裁からの勾留通知で知ったという。			
平成22年3月8日	実母は春日井署管内で逮捕・勾留。容疑を否認しており、担当弁護士からは不起訴の可能性が大きいと回答を受けている。	実母の担当弁護士に連絡。 実母は交際男性との共犯の疑いで勾留中である。 ※ 交際男性がどのような人物か調査すべきである。			勾留期限 3.16 の予定 刑事部副検事担当弁護士を回答
平成22年3月16日					実母不起訴処分で釈放。交際男性は覚せい剤取締法違反容疑で再逮捕（懲役1年6月執行猶予3年）。
平成22年4月7日		祖母に連絡。 実母は不起訴処分となり釈放。その後実母から特に言うことはないと話す。本児・弟の生活が安定しているため、母への接触はしていない。 ※ 実母と直ちに面会して実母の精神状態、養育能力などを把握すべきである。また、共犯疑いの交際男性の情報も聞き取るべき。	C 中学校入学。入学式は祖母が付き添い。		
平成22年5月6日			祖母が養育していることにつき配慮を要する生徒として全職員に周知（職員会議）。		
平成22年5月28日		※ 世帯の状況について、情報を把握すべきである。		瑞穂区役所 実務者会議。 5月6日に実母が瑞穂区役所へ電話し、母子生活支援施設入所を希望。翌日に面接の約束をしたが、来所しなかったことを報告。 C 中学校からは、本児は登校良好。家庭訪問で祖母と面接した際に、母も落ち着いていると聞いた。	

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成22年6月14日				母が区役所に生活保護の相談にて来所。 (祖母と同一世帯では支給要件を満たさないと説明。)	
平成22年6月21日		祖母に連絡。 本児・弟は毎日登校している。実母が原因のトラブルはなく、土日に実母と本児・弟が出かけることもあるとのこと。			
平成22年6月22日	実母・本児・弟で転居。				
平成22年6月25日		※ 子の監護について権限のない祖母に任せっきりで問題意識もない。6月14日の母親の生活保護相談についても無関心。		瑞穂区役所 実務者会議。 実母が、生活保護の相談に来所し、実母・本児・弟三人での生活を希望したが、祖母と同一世帯では、支給要件を満たさないと説明した旨報告。	
平成22年7月16日				主任児童委員に見守り依頼。 ※ 主任児童委員への見守り依頼では当事者の困り事、心配事について聞く工夫をすべきであった。	
平成22年7月22日		※ 夏休み前に家庭訪問して本児らの状況を確認すべき。		生活保護の受給開始。 実母・本児・弟の3人家族。	
平成22年7月29日		※ 環境が大きく変化しており、児童相談所は早急に家庭訪問を行うべきである。		瑞穂区役所 実務者会議 6月22日に実母・本児・弟での転居届があり、新居での生活を確認の上、生活保護の受給開始した旨報告。 主任児童委員に見守り依頼。 ※ 主任児童委員への見守り依頼では当事者の困り事、心配事について聞く工夫をすべきであった。	

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
				※ 転居の事実を児童相談所に早期に伝えるべきであった。	
平成22年8月12日		※ 家族調査をしていけば、警察情報(DV)については簡単に入手できたはずである。			瑞穂署は本児に対する虐待は認識していない。交際男性と母のDVケースとして把握している。母が交際男性に殴られ怪我をしたが、2日に亘って被害届を出すように母を説得したが被害届を出さなかった。
平成22年8月27日		※ この家庭の家族病理について積極的な情報収集を行うべきである。		瑞穂区役所 実務者会議。主任児童委員から連絡。本児・弟は祖母宅に多いとのこと。	
平成22年9月21日	実母は8月半ばに精神的に不安定になり、通院を開始、服薬しており落ち着いている。祖母は8月15日付で定年退職、失業保険給付(3カ月間)実母が落ち着いているのは経済的な安定も大きな要因。	祖母に連絡。実母の様子について聴取。 祖母宅及び実母宅訪問 本児・弟・実母・祖母と面接。 本児は実母宅で生活、弟は平日を祖母宅で過ごし、土日は実母宅で過ごしているとのこと。母は定期的に精神科通院しており落ち着いている。 ※ 実母へのアプローチが不十分。			
平成22年9月22日			B小学校 児童相談所から連絡。 弟の様子について、報告。児童相談所からは、家庭訪問した旨の報告。		
平成22年9月28日		C中学校に連絡。(22日は担任不在のため再度聴取。)	C中学校 児童相談所から連絡。本児の様子について報告。		
平成22年9月29日		瑞穂区役所に連絡。生活保護担当者に世帯の見守りを依頼。			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成22年9月30日		<p>虐待終結会議。 生活状況が安定し本児の登校状況も問題なし。経済的に安定したことと、定期的に通院するようになったことで、母の精神状態は安定している。そのことによって祖母の関係も良好に経過している。今後も安定した生活が見込まれる。関係機関に見守りを依頼し、継続指導を終了。</p> <p>※ 食事や環境の清潔などの生活状況に焦点が置かれ、この家族が抱えている問題や実母の精神症状が見逃されてしまった。実母のネグレクトが主たる問題でありながら、実母へのアプローチが不十分。実母の精神症状が適切に把握できなかったことは、この時期の児童相談所の最大の反省点と考える。本児は成長するにつれて、自分の生活の心配より、実母の心配をするようになっていく。そして、実母の交際相手が家庭に入り込み、家族を支配するようになっていったと思われる。</p> <p>※ 家庭環境に変化があった時期であり、相談を終結すべきではない。</p> <p>※ 生活状況に焦点が置かれ、家族が抱えている問題を見落としている。</p> <p>※ 見かけの生活の安定をкаろうじ</p>		<p>瑞穂区役所 実務者会議。 児童相談所の継続指導終了に伴い、実務者会議での取り扱いも終了。</p>	

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>て維持している前提が崩れたらすべてが崩壊してしまうことに対する危機感が全くない。</p> <p>※ 実務者会議でしばらく経過を観察するというが、警察が入っていない実務者会議では機能していない。</p> <p>※ 見守りの期間の、本児らを支えるキーパーソンが誰か不明で、子どもたち自身に関する具体的情報は薄い。</p>			

②-2 第2期の相談における課題（ネグレクト）

＜一時保護に対する認識を深める、状況分析力・情報収集力・アセスメント力の向上、DVに対する知識と洞察力を深める、関係機関との連携とコーディネート力の向上＞

新学期早々の平成21年4月15日、弟が担任に「昨晚は誰も帰らず、朝ご飯は食べずに学校に来た」と話す。祖母、伯母に学校に来てもらい話を聞くと、祖母は曾祖母の介護と仕事で疲れ、曾祖母をショートステイに預けて帰宅せず体を休めていた。祖母、伯母が一生懸命に子どもたちの世話をしているのに、実母は文句を言う、意見をすれば暴力をふるう状態で、祖母は一時保護を学校から通報してほしいと訴えた。17日にB小学校から児童相談所へ通報する。通報を受けた児童相談所は、祖母から電話で、「子どもたちの頭はぼさぼさ、お風呂に入っていない」「本当に疲れてしまったので、子どもたちを預かってほしい」とのSOSを聞き取る。夕方 家庭訪問をして家庭の実情を把握したものの、「本当に辛くて見られるような状態でなければ、放っておかずに必ず当所に電話してくるよう」に話し、リーフレットを渡して帰る。児童相談所はネグレクト状態である子どもに接しているのに子どもを守るという危機意識に欠けた行動でしかなかった。実母と連絡が取れない状態であっても子ども達の安全を考え緊急に一時保護をすべきであった。

6月11日に児童相談所は、祖母、伯母との面接から母親についての成育歴や家族歴を聞き取っている。本来児童相談所としては、関係機関から情報を積極的に収集し、母親の養育能力や問題点を把握して適切な援助方針を出すべきであったが、情報の分析、アセスメントができていなかった。他職種と連携して複眼的にこの家庭病理を読むことができなかったのも問題である。夏休みに入ってから子ども達だけで生活しており、朝食と昼食は寝ていて食べず、夕食は母親が持ってくる弁当を食べている様子。家の中はぐちゃぐちゃで生活できるような状態ではない。本児らの一時保護について祖母からの訴えがあった。

8月11日に家庭訪問をすると、祖母から聞いた通りの環境であった。実母が1日に1回来て弁当か1000円を置いて行き、祖母が来ない日は1日1食しか食べられていない。ガスも止められたので、入浴もできない状態であった。児童相談所は子ども達に一時保護入所の確認をすると、同意をしたので保護開始となった(8月12日)。もし子ども達が入所同意をしなかった場合は、どうするつもりであったのであろうか。子どもの最善の利益を考え児童相談所が主体的に一時保護をしていくべきであろう。このことは 児童福祉司の専門性、ケースを見立てる力量と大きくかかわる。

翌日から再三、実母が子ども達を引き取りたいと児童相談所に申し込んでくる。8月19日、子ども達は毎日3回の食事がとれること、入浴ができること、清潔な部屋で生活できることで施設入所を希望した。児童相談所は家庭復帰の条件としては、「室内がきれいに掃除ができたと確認がとれた時」としている。児童相談所は、①保護者が虐待の事実と真摯に向き合うために母親に一時保護の説明をして理解させることをさせていない。またネグレクトを改善するための指導もされていない。②家庭復帰が子どもにとって望ましい状態であるかといった検討がされていない。③今まで支援してきた祖母や伯母に連絡をしていない。④復帰後の家庭支援方針が曖昧であった、⑤実母の交際男性が出てきたのに情報収集がされていない、など疑問の残るものであった。しかし、児童相談所は8月24日に一時保護解除した。

2学期に入ったものの実母は家を出て、警察に保護され病院に搬送、入院となった。祖母が保護者となり、子ども達は毎日登校を続けていた。そうした状況を見て、児童相談所は、「経過がよさそうなので、この件はいったん締めくくる」と2学期末に学校に報告している。まさに「木を見て森を見ず」の判断である。年が明けて平成22年2月、母親が逮捕勾留され、交際男性も勾留中となった3学期を子ども達は過ごし、4月7日、本児は祖母に付き添われC中学校に入学する。その後実母は不起訴処分となり、区役所に生活保護申請をして承認され、7月末から実母、本児、弟の3人での生活を始める。主任児童委員から子ども達は祖母宅にすることが多いという情報が区役所に入っていた。警察では実母が交際男性に殴られたことで被害届を出すように指導をしていたのは、DVを予測していたのであろう。その約1か月後の9月21日、児童相談所が家庭訪問をすると、本児は実母宅で、弟は平日は祖母宅で、土・日は実母と過ごしていることが解った。

このように家庭環境が大きく変化しているので、関係機関のばらばらの情報を集約し、有効な連携を取っていくためにも実務者会議やケース検討会が開かれてしかるべきであった。歪んだ家族関係や交際男性がなぜこの家庭に入り込んでいるのか、家族病理や、DVの事実、ネグレクトについて把握できたはずである。しかし児童相談所は子ども達の登校状況に問題がないとして、9月30日に継続指導終了となった。

この回では一時保護のありかた、一時保護中での対応、解除後の援助の仕方など多くの課題を残した。また関係機関からの情報収集の在り方と連携のとり方、それぞれの関係機関の果たす役割が各機関内で共有できていなかった。そして 本ケースをコーディネート

していく役割が児童相談所にあるという認識がなく、それぞれの機関も主体的に子どもを守るための動きが想定できていなかった。虐待ケースは児童相談所内でも、地域でもチームを組んで対応すべきであった。

③ - 1 第3期の相談経過

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成23年1月25日					児童相談所が関わっていた家族との認識は、生安と地域の間では情報は共有していたが刑事に関しては不明。 祖母に睡眠剤の服用を止められたので激昂し警察に保護され入院。薬物依存の後遺症の疑いありとの診断
平成23年1月26日	実母、H病院を受診。精神科薬の過量摂取によりこん睡状態だった。H病院にベッドの空きがなかったため、I病院に入院。				
平成23年1月28日		<p>実母の交際男性から連絡。 1月25日に実母が大量服薬し1月26日入院。本児・弟は祖母宅へ預けられたが、現在は交際男性の家に来ているとのこと。</p> <p>※ 実母の交際男性についての情報を収集すべきである。</p> <p>※ H22.9.30で2回目相談の終結時点の理由は、祖母が本児らの養育を支援し、母が通院することで生活状況が安定したことであった。約4カ月後の時点で、本児らと祖母の関係が大きく変化している状況に疑問を持って、調査すべきである。</p> <p>※ 交際男性の言葉に疑いを持</p>		区実務者会議 3回目の相談の時期は、母の入院により一時保護を行った時期であり実務者会議では取り合っていない。児童相談所より、区保護係へ一時保護（開始、解除、家賃の支払い）に関する連絡があった。	

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>たなかったのはなぜか。</p> <p>※ 祖母からも事情を聴取すべきである。</p>			
平成23年1月30日		<p>本児・弟・実母の交際男性・実母の父方伯父来所 面接実施。</p> <p>本児・弟は祖母宅へ戻ることを拒否。一時保護開始。</p>			
平成23年1月31日		<p>緊急受理会議。実母の入院により相談開始。同時に一時保護を実施。</p> <p>1月25日に、実母が精神的に不安定になり、内服薬を管理している祖母宅へ行き、睡眠剤が欲しくて母が暴れたため、警察を呼んだ。その後、祖母に睡眠剤の服用を止められたので激昂し警察に保護され入院。薬物依存の後遺症の疑いありとの診断。</p> <p>本児・弟と面接。祖母が実母のことを悪く言うのは止めてほしい、その気持ちを分かってくれない。祖母は、都合のよい時はそばに置こうとするのに、意見もきかず「施設に入れる」と言われたので不信感を持った、祖母が嫌いになって来ている（実母と交際男性が反対してくれた）。本児らは祖母との折り合いが悪く、一緒に生活をしたいくない、祖母との面会も希望しない。</p> <p>B小学校に連絡。本児・弟を一時保護した旨報告。今後については、本児・弟の意向も尊重しながら検討していくことを説明。</p> <p>瑞穂区役所に連絡。</p>	<p>B小学校 児童相談所から一時保護の状況の報告があった。母が入院したとのこと。母の家で交際男性の3人の暮らしになってしまふ。本児・弟が祖母と居たくないという。交際男性が困って児童相談所に預けにいったとのこと。</p> <p>学校から、この後の方針を確認。児童相談所は、「祖母が母を本児・弟の前で罵倒し、それを聞くのが耐えられないということ」で、本児・弟が祖母を嫌っていて、祖母との連絡もしたくないと言っている。本児にその気持ちが強いなどと説明した。勉強については、落ち着いてやっているとのこと。祖母から問い合わせがあったら、学校は不知と言ってくれと言われた。</p> <p>C中学校 児童相談所から連絡。一時保護に至った経緯と本児・弟の意向を報告</p> <p>C中学校 交際男性の元へ返すのであれば、施設へ入所させた方がいいのではないか、多少厳しくとも祖母宅での生活が望</p>	<p>瑞穂区役所 祖母が保護係に、本児・弟の保護費を受け取る話をしているとの連絡あり、一時保護中という事で祖母には保護費を渡さないようにする。</p> <p>本児・弟は祖母宅に行くことを拒んでいることを伝えると、本児・弟が自宅に帰るのであれば保護費を本児・弟に小分けにして渡すことも、公共料金の支払いに付き添う事も可能とのこと。</p>	

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>上記内容を説明。実母の交際男性に連絡。来所に至った経緯を確認。</p> <p>祖母に連絡。本児・弟を一時保護した旨報告。</p> <p>C 中学校に連絡 上記内容を報告。</p> <p>C 中学校訪問。一時保護に至った経緯と本児・弟の意向を報告。一時保護解除後の方針について意見交換。</p> <p>※ 実母の交際男性を内縁として扱うことに疑問がある。</p> <p>※ 生活保護の母子家庭に内縁として入りこむという不自然な状況から、交際男性の危険性を推知すべき。</p> <p>※ 祖母・伯母から十分な聞き取りをして、状況を多面的に理解するようにすべき。</p> <p>※ 祖母を重要なキーパーソンとすべきである。</p>	<p>ましいとして、児童相談所が交際男性のもとに帰すというので、学校は大反対した。しかし、児童相談所の判断が「交際男性に帰す」というのであれば、児童相談所の判断を尊重し、C 中学も交際男性も会うことにもなっていた。しかし、実母が退院したので、「実母に帰す」ことになり、交際男性との面談はなくなった。</p> <p>※ 交際男性に対する児童相談所の認識、評価と祖母や学校の認識、評価が大きく異なっていたのであれば、児童相談所の認識を再点検する姿勢をもつべきである。</p>		
平成 23 年 2 月 1 日		<p>伯母から連絡。本児・弟との面会を希望。本児・弟に確認したところ、面会しないとの回答であり、その旨を伝えた。</p>			
平成 23 年 2 月 2 日		<p>実母の入院先病院に連絡。本児・弟が一時保護中であることを報告。</p> <p>※ 実母から入院経過などにつき聞き取り調査をすべきである。</p>			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成23年2月3日		実母の入院先の病院から連絡。 実母が2月4日に転院となるとのこと。			
平成23年2月4日	H病院に転院。	実母の交際男性・実母の父方伯父来所。 本児・弟と面会。 ※ 児童相談所のこの対応により、児童相談所は交際男性から守ってくれないとの印象を本児らに与えた可能性は高い。			
平成23年2月8日		本児・弟と面接。 祖母宅に帰宅することの意思確認をしたが、拒否。祖母にその理由を伝える必要があると説明すると、当初は渋ったが祖母と面会することに同意。			
平成23年2月10日		実母の交際男性来所 面接実施。 生活状況の聴取と世帯への関わりを確認。 本児らは祖母宅へ行くことを拒否して、交際男性の引き取りを望んでおり、交際男性も本児らの引き取りを望んでいるのでできるだけ本児らの意向を尊重したいと考えているが、①実母の意思確認、②関係機関との調整をすることを説明した。 ※ 実母の交際男性の社会調査として氏名、住所、職業、収入のみの調査で終わり、交際男性の経歴の調査を行っていない段階で養育者として扱うべきではない。特に、この男性はこの時点で覚せい剤取締法違反で執行猶予中である。			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成 23 年 2 月 18 日		<p>本児・弟が実母の交際男性と外泊（2 月 20 日まで）。</p> <p>※ 事前に外泊先の状況を確認すべきであり、事後に、外泊の状況を聴取すべきである。</p>	<p>B 小学校</p> <p>児童相談所に本児・弟の様子について問い合わせ。落ち着いて生活している。祖母と母の関係に難がある。本児が特に祖母を嫌っている。交際男性が何回か児童相談所へ面会に言っていて、本児・弟は喜んでいった。児童相談所の中の意見だけど、交際男性のもとに返すことはなかなかできないだろう。交際男性は、本児・弟に、勉強して高校に言って欲しいと言っている。本児・弟に祖母と一緒に暮らすよう説得したいと児童相談所は話しているとのこと。</p>		
平成 23 年 2 月 21 日	<p>実母の病状につき主治医から聴取。主治医は薬物依存の後遺症などと診断している。幻覚・妄想は消失しており、電話通信制限解除。急性症状は出ていないので、3 ヶ月以内には退院の予定。</p>	<p>実母の入院先の病院を訪問。本児・弟の一時保護を伝えた。母は本児・弟の居場所が分かって安心した、本児・弟が望んでいるのであれば、交際男性が引き取るようにしてほしいとのこと。</p> <p>病院内で祖母・伯母と面接。本児が祖母との面会を嫌がっている理由を説明。本児が祖母との面会を拒否している理由を説明したところ、祖母は母や交際男性のこれまでの悪い行動を羅列。</p> <p>祖母・伯母来所 病院内での面接の続きを行う。祖母は、自身の正当性を主張。</p> <p>本児・弟と祖母・伯母が面会。 本児・弟は実母の入院先を知りたがったが、祖母は拒否。2 月 23 日に伯母との外出を約束。</p>			<p>※ 実母の薬物使用歴の問い合わせが警察にも回答できないが、警察者が会議などに参加していれば適切な対応が取れたと考えられる。</p>

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>※ 祖母・伯母から十分に事情を聴くことなく、交際相手や本児らの言動のみにより、従前養育の要であった祖母・伯母を児童相談所自身が阻害したり距離を置いたり方針をとったりすることは問題である。従前の母の養育能力の著しい不足について、認識を改めるべき事情は何も確認されていないうえに、交際男性の粗暴性や社会性のなさが推知されるべき状況と認識し、むしろ祖母・伯母と連携すべきである。</p>			
平成 23 年 2 月 22 日		<p>実母の交際男性から連絡。 実母からの電話で入院先を知り、実母と面会してきたとのこと。</p> <p>弁護士による法律相談。 児童相談所が実母の入院先を本児・弟に伝えること、実母の交際男性が本児・弟を引き取ることについて相談。 児童福祉司が母の入院先を本児・弟に伝えることには問題はない。 交際男性が本児・弟を引き取ることに法的な問題はない。</p> <p>※ 実際には弁護士には詳細な事情を伝えることなく一般論として質問している。この弁護士の回答が祖母・伯母の以後の行動を縛ることになることを考え</p>			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>ると、極めて不適切な対応であった。</p> <p>※ 弁護士に相談する際、僅かな情報しか伝えておらず、その結果、弁護士は本ケースの本質的問題を理解できないまま、児童相談所の不適切な方針にお墨付きを与える形になってしまった。弁護士への相談を、このように都合よく利用するのは問題である。</p>			
平成 23 年 2 月 23 日		<p>伯母来所。 本児・弟が伯母と外出。ボーリングと昼食に行く。</p>			
平成 23 年 2 月 25 日		<p>実母の交際男性来所。 本児・弟が実母の交際男性と外泊（2月27日まで）。 外泊中に実母と面会。</p> <p>※ 実母の交際男性の社会調査として氏名、住所、職業、収入のみの聴き取り調査で終わり、交際男性の経歴の調査を行っていない段階で養育者として扱うべきではない。特に、この男性はこの時点で覚せい剤取締法違反で執行猶予中である。</p> <p>※ 交際相手のもとに外泊させること自体が問題。児童相談所が、本児らを交際相手に引き渡した事実は、本児らに、児童相談所は交際相手から自分たちを守ってはくれな</p>			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		いという印象を与えた可能性は高い。			
平成 23 年 3 月 2 日		<p>祖母から連絡。実母から本児・弟の養育についての委任状を受け取ったとのこと。</p> <p>祖母宅訪問。委任状を確認。本児・弟が祖母との生活を望まないのであれば、施設入所にして欲しいとのこと。</p> <p>弁護士による法律相談。委任状の効力について相談。</p> <p>※ 祖母から、祖母が感じている危機感を、じっくり事情を聴きとるべき。</p> <p>※ 実母の交際男性の社会調査として氏名、住所、職業、収入のみの聴き取り調査で終わり、交際男性の経歴の調査を行っていない段階で養育者として扱うべきではない。特に、この男性はこの時点で覚せい剤取締法違反で執行猶予中である。</p>			
平成 23 年 3 月 3 日		<p>実母の入院先病院を訪問。実母から委任状について聴取。母は納得して書いたと申し立てだが、その後交際男性と相談した上で、同日中に電話で委任状を破棄したいと申し立てた。</p> <p>※ DVの可能性も含めて、実母から交際相手との関係を聴取するよう試みるべき。</p>			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>※ 委任状のことについて、児童相談所から交際相手に情報を漏らすのは問題あり。</p>			
平成 23 年 3 月 4 日	H病院退院。その後、週 1 回から月 1 回の受診。本児・弟は母が引取り。一時保護解除。母・本児・弟・交際男性が同居。	<p>実母の入院先病院を訪問。母から委任状について聴取。母は納得して書いたと申し立てだが、その後交際男性と相談した上で、同日中に電話で委任状を破棄したいと申し立てた。 実母・祖母・主治医らとケースカンファレンス実施。</p> <p>委任状は実母が撤回し、祖母から実母が回収。</p> <p>実母の退院に伴い、一時保護解除。相談終結。</p> <p>※ 一時保護の解除に家族支援の方針がない。</p> <p>※ 実母が退院しても、養育を期待できない状況であるのに、退院後の実母の生活も確認しないまま一時保護解除すべきでない。</p> <p>※ 一時保護解除後の支援体制もできていない。</p> <p>※ 一時保護中に、本児らから、実母との生活状況について、ほとんど情報を得ていない。</p>	<p>B 小学校 児童相談所から連絡。 本児・弟の一時保護解除について報告。</p> <p>C 中学校 児童相談所から連絡。 本児・弟の一時保護解除について報告。</p>		
平成 23 年 3 月 31 日			C 中学校 小中連絡会にて情報共有。		

③-2 第3期の相談における課題（ネグレクト）

<一時保護の在り方、保護中の子どもへの関わり方、解除の在り方、保護者への支援の在り方などの認識を深め、子どもを守る意識の向上、交際男性に対する情報収集と適切なかわり方、外部の専門家の活用の仕方>

平成23年1月28日、実母の交際男性から、「実母が大量服薬し入院したので、本児、弟が祖母宅に預けられたが、嫌がって交際男性宅に来ている」との連絡を児童相談所は受ける。2回目の相談終結時は、祖母が本児らの養育を支援し実母が通院することで生活が安定したということで終結となったはずである。しかし本児らと祖母との関係がどうして大きく変化したのか調査せぬまま、児童相談所は緊急受理会議を開き31日に一時保護を開始した。実母の交際男性についての情報収集もされておらず、祖母から事情を聴くということもしていない。しかも実母の交際男性を養育者として扱うのは疑問であるにもかかわらず2月18日と25日に各2泊3日の交際男性との外泊を2回も許している。この時祖母は「自分との生活を望まないのであれば、施設入所にしてほしい」と希望を出していた。その後C中学校も祖母と同意見であった。しかし、児童相談所は「子ども達との面接から子どもの意見を尊重していく」との方針を学校側に伝える。交際男性に対する児童相談所の認識・評価と、祖母・学校との認識・評価が大きく異なっていたのであるから、再点検をすべきであった。

生活保護の母子家庭に内縁として入り込む不自然な状況から交際男性の危険性を推知すべきであったし、交際男性の経歴調査もできたはずである。実母の病状について、児童相談所が主治医から聴取すると薬物による後遺症などとの診断であった。このことから実母の養育能力の著しい不足があり、祖母や伯母の援助は必要な状況と捉えるべきである。児童相談所は弁護士に相談して、交際男性が子ども達を引き取ることは法的には問題ないと言われたとして祖母の関わりを拒否している。弁護士は本ケースの本質的な問題を理解しないまま、児童相談所の不適切な方針にお墨付きを与える形になってしまった。児童相談所は弁護士に僅かな情報しか伝えておらず、都合よく弁護士を利用するのは問題である。弁護士の回答がその後の祖母、伯母の行動を縛ることになったことを考えると、まったく不適切な対応であった。3月4日実母の退院が決まると、保護解除後の家族支援についての方針を立てることなく一時保護を解除している。

3回目の相談では交際男性についての詳しい情報収集、社会調査がなされていれば、祖母や学校との認識、評価の違いが理解でき、不適切な対応にならなかったのではないかと思われる。今回も折角一時保護をしたのに、子ども達と専門的に向き合うのではなく目の前の対応だけに追われ、保護解除時も全く家族支援方針が出ておらず、地域といかに連携するのも不明のままであった。一時保護解除の前後には援助方針やケース検討が重要視されるべきである。

④-1 第4期の相談経過

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成23年4月26日	母・本児・弟・交際男性が同居。	※ 一時保護解除後の支援体制がないので、児童相談所は弟の家での事実を知らない。	B小学校 弟、1回目の家出。 遠足の帰りに家に帰らずそのまま友人とサッカースクールと一緒にいった。 ※ 学校と児童相談所の連携に問題がある。		
平成23年5月2日			B小学校 弟、2回目の家出。 ある友人と遊ぶつもりでいたが、友人がこないで自転車であてもなく走って帰り道が分からなくなった。		
平成23年5月13日			B小学校 弟、3回目の家出。 本児が探して、三洋堂にいるところを見つけた。運動会の練習で帽子を忘れて怒られたので家に帰りづらかった。		
平成23年5月17日			B小学校 弟、4回目の家出。 弟がいなくなって、夜中に熱田の商業施設で発見された。学校でも探した。熱田署が発見。担任が弟に「何か家に帰れない事情があるのか」と聞いたが、「ない」との返事。「門限6時30分と約束をしているが、それが過ぎると叱られるので帰りづらくなった」とのこと。 ※ 弟が家出に至る理由の把握に努めていれば、身体的虐待の発見ができた。なぜ、これだけの情報が活かせなかったのか。 ※ 学校は、児童相談所に家出の事実を報告すべきである。		商業施設の警備員からの通報を受け、熱田署が弟を保護。連絡を受けた母がすぐに迎えに来たことから、一般的な迷子として処理。本事案は児が母親とはぐれたと申告したこと、連絡を受けた実母がすぐ児を迎えにきたことなどから熱田署は一般的な迷子に対する保護事案として処理し、瑞穂署に対して児の保護について連絡していない。
平成23年5月18日			C中学校 弟が家出して保護されたことについてB小からの連絡を受け		

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
			たとき、家出した理由について、「交際男性が本児を殴るので怖いから帰りたくないのではないか」と祖母が話しているという情報であった。 中学校でも、本児に痣は無いかの観察に努めた。 ※ 学校と児童相談所の連携に問題がある。		
平成23年5月25日				主任児童委員から弟が夜出歩いて補導された旨の連絡あり。 ※ この情報が児童相談所に伝わっていない。 ※ 主任児童委員から、より詳しく家庭の情報がないか聞いてみるべき。	
平成23年5月27日			C 中学校 校外学習前の内科検診があったため、本児の体に怪我がないか注意して観察したが、異常はなかった。		
平成23年6月8日	本児顔面に痣及び怪我有。	C 中学校から虐待通告。 緊急受理会議。 学校訪問後、家庭訪問を予定。 C 中学校訪問・協議。 学校が家庭訪問することを確認。 ※ 児童相談所は、学校に判断や指導を委ねるべきではない。 ※ 頭部・顔面への暴力の場合は、命に関わる事態を招く危険性が高いと判断し、速やかに一時保護をすべきである。 ※ 損傷は定規をあてて直ちに撮影し、専門医の診断を求めるべき	C 中学校 児童相談所に虐待通告。 本児の左ほほに殴られたような痕と目に指を入れられたような痕あり。 本児は、怪我について、「通行人に殴られた」と話す。学校から母に電話したところ、母は「自分が殴った」と話す。本児は、「母は薬でわけが分からなくなっている。」とあくまで通行人だと言い張った。学校は、交際男性の犯行だと思い、家庭訪問した。 本児の家に向かうと、3人がエレベーターの踊り場で待ち構えていた。家には入れず、踊り場での面談となる。	区実務者会議 実務者会議の取り扱いケースになっていなかった。 H23.6.24の実務者会議で、児童相談所より、中学校より虐待通告があり相談を再開したことが報告されたのみ。	

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>である。</p> <p>※ 本児は、交際相手からの暴力を自ら告白できない状況であることから、危険な状況となっている可能性を推知すべきである。</p>	<p>交際男性が、「俺がしつけのために殴った」と話した。交際男性の印象は、外見からみても、どこにでもいる人（背が高い）入れ墨には気がつかなかった。教頭は交際男性と、担任は本児や母と話した。交際男性が発言しているときは、母と本児は黙ってその発言を聞いているか、並行して話していても、交際男性の話は注意して聞いているのが見てとれた。祖母には連絡していない。</p> <p>学校は、今後も本児と関係を作っていくたかったため、いきなり児童相談所と面談させて写真を撮ったら、本児が心閉ざすのではと思った。</p> <p>※ 損傷は定規をあてて直ちに撮影すべきである。</p> <p>家庭訪問実施。 本児・実母・実母の交際男性と面接し、実母の交際男性に対して暴力をやめるよう指導。</p> <p>B 小学校 C 中学校とケース会議。</p>		
平成23年6月9日		<p>C 中学校から連絡。家庭訪問の状況を聴取。</p> <p>※ 児童相談所は、実母の交際男性に面接すべきである。</p>	<p>C 中学校 本児からの聞き取り内容、家庭訪問の内容を児童相談所へ報告。</p>		
平成23年6月10日			<p>B 小学校 児童相談所へ電話。同日朝、弟に問題行動があり、保護者に連絡したがつながら</p>		

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
			<p>ず一旦弟を学校に引き取った。学校で、弟に対し当日の行動を簡単に聞いた。弟の気持ちとしては、母が寝ているので朝煩くできない。本当は学校にお茶を持っていきたいが、親には要望できないとのことだった。</p> <p>母来校 その後、交際男性が学校に来た。交際男性が弟に謝らせた。母が感情的に怒って弟を殴ろうとしたのを交際男性が止めた。交際男性は、弟のしつけや、嘘をつくということに困っていると話す。 交際男性の印象：子どものことを考えて行動できる人。風体はよろしくないような感じがする。児童相談所へ弟について連絡。</p>		
平成23年6月13日		<p>※ 体罰であることは明確である。児童相談所が対応すべきである。</p> <p>※ 損傷は定規をあてて直ちに撮影し、専門医の診断を求めるべきである。</p> <p>※ 児童相談所が弟に直接面談して詳しく事情を聴くべき。また、主任児童委員に、家庭や本児らの状況について情報提供を受けるべき。</p>	<p>B小学校 弟の背中にアザあり。交際男性から暴力を振るわれたと話す。 この日、初めて弟が本児の迎えを待たずに祖母のところへ行った。(それまで、本児が弟を迎えに来ていた)</p> <p>この時点で、6/8に本児が痣を作っていたという情報を学校は入手しており、その情報があったため、6/8にC中学校とケース会議をした。</p> <p>※ 損傷は定規をあてて直ちに撮影すべきである。</p>		
平成23年6月14日		<p>C 中学校から虐待通告。</p> <p>緊急受理会議。 学校訪問後、家庭訪問を行う。</p> <p>C 中学校訪問 学校</p>	<p>C 中学校 本児の右まぶたに内出血あり。 本児・実母と面接。 実母が、警察に被害届を出したいと話したが、本児が拒否。</p>		<p>実母は、交際男性が虐待しているので診断書を取って警察に被害届を出すと言っている。瑞穂署に相談があれば</p>

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>と協議。児童相談所が家庭訪問の実施を確認。</p> <p>※ 損傷は定規をあてて直ちに撮影し、専門医の診断を求めるべきである。</p> <p>※ 頭部・顔面への暴力の場合は、速やかに一時保護をすべきである。</p> <p>※ 偶然に手が当たった程度では、皮下出血はおきない。</p> <p>※ 児童相談所は本児が何を恐れて実母の交際男性をかばうのかを探り、学校と協力して児童相談所が本児を守れることを説明するよう努力すべきである。</p> <p>家庭訪問。 本児・実母・実母の交際男性と面接。実母の交際男性に対して、いかなる理由があろうと暴力は振るわないように指導。</p> <p>※ 1週間に2度も、子どもに対して非常に危険な、生命に関わる顔面への殴打を加えるような人間に説諭で効果があるはずがない。児童相談所の認識が甘すぎる。港区役所で行った検証で得た教訓が全く生かされていない。</p> <p>※ つい先日の学校からの暴力を振わないようにとの指導が、全く無効であることが明白となったのであるから、</p>	<p>※ 損傷は定規をあてて直ちに撮影すべきである。</p> <p>B 小学校 児童相談所に連絡。 6月13日の弟のアザについて報告。 C 中学校と情報交換。</p> <p>※ 本児が、実母の交際相手の暴力が明らかになっても、実母の交際相手をかばうような発言をしているが、これは、本児が実母の交際相手を慕っている現れではなく、虐待が深刻であることの現れと理解すべきである。</p>		<p>生活安全課と刑事課が対応する。</p>

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		<p>この時点で直ちに一時保護すべきである。</p> <p>※ 直ちに警察に告発すべきであった。</p>			
平成23年6月15日		C中学校に連絡 前日の家庭訪問の状況を報告。			
平成23年6月19日		主任児童委員から虐待通告。 本児が実母、交際男性から暴力を振るわれているという話を聞いたとのこと。			
平成23年6月20日		<p>緊急受理会議。緊急受理会議 特に新しい情報がないので、経過を観察することにした。</p> <p>※ 主任児童委員からの情報を活かすべきである。</p> <p>※ 4月以降弟が家に帰りたくないと言ったり、帰宅が遅いため主任児童委員らが地域を探し回ったりしたことが数回あったことが新しい情報である。</p> <p>※ 家庭訪問によって交際男性の生活状況も把握できておらず、指導が効かないことも判明していて、何ら安心材料がない。児童相談所は、直接、主任児童委員からもっと詳しい情報を得るようにし、直ちに一時保護のタイミングを見るよう方針を練るべき。</p> <p>※ 身体的虐待が頻発する場合は直ちに一時保護すべきである。</p>			

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成23年6月23日				瑞穂区役所 実務者会議。 児童相談所からC 中学校より虐待通 告があり相談を再 開したことを報 告。	
平成23年7月5日		援助方針会議。 継続指導開始。 家庭での生活状況の 把握、保護者への養 育指導、日常的な安 全確認をする方針。 緊急時の一時保護実 施。 ※ 一時保護をすべ きである。			
平成23年7月6日		C中学校に連絡。 本児と13日に学校 で面接する旨報告。			
平成23年7月11日	本児左目の 周りに痣有。	C中学校から虐待通 告。 緊急受理会議。 学校訪問及び家庭訪 問。 C中学校訪問。 学校と協議。本児及 び実母と面接。アザ の写真を撮る。 家庭訪問 本児・実 母・実母の交際男性 と面接。 本児が転倒したとい う場所を確認。 ※ 写真を確認する 限り、転倒など によってできる 痣ではない。 C中学校訪問。 家庭訪問の状況を報 告 本児の携帯電話に連 絡 いつでも遠慮なく連 絡するよう伝える。 ※ 損傷は定規をあ てて直ちに撮影 し、専門医の診 断を求めるべき である。 ※ 頭部・顔面への暴 力の場合は、速 やかに一時保護	C中学校 児童相談所に虐待通 告。 本児の左目の周りに アザあり。 実母が来校。 本児は、実母を支え ようとしてアザがで きたと話し、実母は 実母の交際男性が殴 ったと話す。 ※ 損傷は定規を あてて直ちに 撮影すべきで ある。		家庭訪問をす ると交際男性 は全身に刺青、 家も狭く、本児 の態度がびく びくしている。 本児の左目の 周りには交際 男性による殴 打によるもの と考えられる 痣があった。 ※ 直ちに瑞 穂署に通 報する必 要があっ た。県警 派遣職員 が気付いた DVの兆 候が本児 らの対応 に生かさ ない。派 遣警察官 の活用法 に重大な 問題があ る。

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
		をすべきである。			
平成23年7月12日		実母の交際男性から連絡。 本児は実母のことで頑張っているので、時々気にかけて欲しいとのこと。 C中学校に連絡。 実母の交際男性からの電話について報告。			
		※ 1か月に4回も虐待通告があることを重く捉えるべきである。 ※ 頭部・顔面への暴力の場合は、速やかに一時保護をすべきである。			
平成23年7月14日			B小学校 児童相談所に連絡。 13日から弟が祖母宅にいることを報告。		
平成23年7月15日	7月15日	※ 家庭環境の変化や兄弟事例への配慮をしていない。 ※ 一時保護をすべきである。	C中学校 家庭訪問。本児・実母・実母の交際男性と面接。実母の交際男性に対して、手を出してはいけないと声かけ。夏休みの学習クラブの参加も呼びかけた。		祖母から瑞穂署に相談。弟を預かっているが母が奪い返しに来る恐れがある。母は薬物依存の前歴があり、粗暴性もある。弟を児童相談所で一時保護して欲しい。 瑞穂署生活安全課から児童相談所に弟の一時保護を児童相談所で検討して欲しいと電話 (PM4:30-5:00) 児童記録票には記載がない。 弟に対する母と本児からの虐待という話であった。
平成23年7月19日		実母から聞き取りを実施。	B小学校 児童相談所が弟と面接。弟から聞いた交際男性などの家の話は、「言わないで」と言って話し出したものだった。		

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成23年7月21日			C中学校 本児学習クラブに出席。教頭が直接本児に会って、様子を確認。		
平成23年7月25日			C中学校 本児学習クラブに出席。教頭が直接本児に会って、様子を確認。		
平成23年7月26日			C中学校 本児学習クラブ欠席。		
平成23年7月27日			C中学校 本児学習クラブに出席。 様子を確認。		
平成23年8月1日			C中学校 本児学習クラブに出席。教頭が直接本児に会って、様子を確認。		
平成23年8月5日				主任児童委員に児童相談所から伝言。弟は祖母の所にて見守っているから大丈夫であると伝える。	
平成23年8月22日			C中学校 本児学習クラブに出席。教頭が直接本児に会って、様子を確認。		
平成23年8月24日			C中学校 本児学習クラブに出席。教頭が直接本児に会って、様子を確認。		
平成23年8月25日			C中学校 本児学習クラブに出席。教頭が直接本児に会って、様子を確認。		
平成23年8月31日		※ 実母などと面会し、主任児童委員の情報を確認すべきである。		主任児童委員より情報。「10/1に母が名東区内の市営住宅に引っ越す。弟はここに残る。」 「弟は本児と一緒にの中学には行きたくない」と言っていたとのこと。	
平成23年9月5日		C中学校に連絡。本児の最近の様子を聴取。	C中学校 児童相談所から連絡。本児は2学期に入ってから、特に問題なく生活している。		
平成23年9月7日		C中学校から連絡。 ※ 関係機関に転居の情報を伝えるべきである。	C中学校 児童相談所に連絡。本児が10月に転出する。		

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成23年9月16日			D 中学校 C 中学校から打合せをしたいとの申し入れ。		
平成23年9月22日			D 中学校 C 中学校と、本児に関する引継の打合せを実施。		
平成23年9月30日			D 中学校 実母が転校手続きのため来校。	名東区役所 実母が名東区役所に転入届を出す。	
平成23年10月1日			D 中学校 本児 D 中学校に転校		
平成23年10月3日			D 中学校 本児の情報は、職員会議で全職員に伝えた。		
平成23年10月5日				転居後実母の生活状況を把握する機会を、月2回設ける。	
平成23年10月11日		子ども福祉課から虐待通告。 祖母の話を聞いた関係者が子ども福祉課に相談。 緊急受理会議 家庭訪問実施を決定。 D 中学校に連絡。 本児の最近の様子を聴取。 近日中に家庭訪問を行う旨伝え協力を依頼。 実母に連絡 14日に家庭訪問することを約束。	D 中学校 児童相談所から連絡。 本児の様子について報告。		
平成23年10月14日		家庭訪問。本児・実母。実母の交際男性と面会 近況を聴取。本児は、朝4時に起床し、勉強しているとのこと。怪我をするような体罰は受けていない。 実母の交際男性に対して、体罰を加えないように指導。 ※ 一時保護をすべきである。			祖母から相談。 実母から再度弟を奪い返すと電話があったと話す。もしもの時は直ちに110番通報するよう伝えた。

年月日	世帯状況・医療機関	児童相談所	学校	区役所	警察・検察
平成23年10月22日		防災指令センターから連絡 実母からの通報で本児を救急搬送したが、本児は搬送先の病院で死亡。			

④-2 第4期の相談における課題（身体的虐待）

<児童相談所の主体性と子どもを守る意識・危機意識を高める、関係機関との連携のとりかた、虐待をする人の言動の乖離や認識のズレを読み取る力を高める>

4期目になってからは、ネグレクトではなく身体的虐待に焦点が移る。平成23年4月末から5月にかけて弟が4回も家出をしている。一時保護解除後の支援体制がないため、この事実が速やかにB小学校から警察、児童相談所に情報の共有ができていなかった。区役所も主任児童委員から弟の家出情報を得ていたのに関係機関で情報の共有がなされなかった。関係者は弟が4回も家出を繰り返す意味や子どもの心理が理解できていなかったのではないと思われる。

6月8日、本児は左ほほに殴られたような痕と目に指を入れられたような痕があり、C中学校から虐待通告が入る。緊急受理会議を開き、児童相談所はC中学校を訪問。学校側が児童相談所の直接介入を望まなかったため、児童相談所は学校に①学校が本人に事実確認を行う。②実母に対して、暴力を振るわないように指導する。③今後、同様なことがあった場合は、学校から児童相談所に連絡すること、を伝えた。学校としては本児の損傷を定規を当てて撮影すべきであったし、児童相談所も頭部、顔面への暴力の場合は生命にかかわる事態を招く危険性があると判断して、速やかに一時保護をすべきであり、学校に判断や指導を委ねるべきではなかった。学校も今回の怪我が生命にかかわる危険性があるとの認識があれば、本児と教師との信頼関係が揺らぐことよりも生命を守る方向に動けたのではないか。最悪の場合を想定して子どもを守ることとはどういうことなのか、子どもにとっての最善利益は何かを考えなくてはいけない。本児は「通行人に殴られた」と話すが、実母に電話で確認すると、「自分が殴った」と言う。学校側は、交際男性の体罰ではないかと内心思い家庭訪問をした。自宅には入れず、エレベーター前の踊り場で話すと、交際男性が、「俺がしつけのために殴った」と話した。学校はしつけのためでも暴力はよくないことを伝え帰る。

1週間も経ない6月14日、本児の右脛が内出血していた。本児は交際男性とじゃれていて偶然拳が当たってしまったと答えている。実母は本児が交際男性から虐待を受けていると電話で話す。C中学校から通告を受けて、児童相談所は家庭訪問をして「いかなる理由があろうと暴力は振るわないように」との指導で終えている。1週間に2度も顔面に殴打を加える交際男性に説諭で効果があるはずはない。危機感を持って即座に一時保護を取るべきであった。また暴力は本児のみでなく、弟の背中にもアザがあり、弟は交際男性から暴力を振るわれたと話している。

児童相談所はこれらの情報集約ができておらず、主任児童委員からも本児が交際男性から暴力を振るわれているという通告が6月19日に入ったにもかかわらず、20日の緊急受理会議で「特に新しい情報がないので、経過を観察することにした」としている。主任児童委員から情報を詳しく聴くことも、家庭訪問をして交際男性の生活状況などを把握する努力はなんらなされていない。

7月11日に本児は左目の周りにアザをつくって登校する。本児は実母を支えようとして倒れた時にぶつけたと話す。実母は交際男性が殴ったと言う。児童相談所は家庭訪問をして本児から階段で怪我をした状況の説明を聞いて納得している。単に「困ったときは連絡するように」と話すのみであった。1か月に4回もの虐待通告があり、すべて顔面であることについての危機感がなかった。翌日交際男性から訪問時の非礼について佐びの電話が入り、そのことを学校に伝えているが、すぐに迎える夏休みについての家庭支援については何も立てられていなかった。学校側としては夏休み学習クラブに誘い本児を見守った。2学期に入り、弟が主任児童委員に10月1日に引っ越すことになったと伝える。弟は「ここに残る。本児と一緒に中学校に行きたくない」と言っている。弟の言動からも家庭の状況が読み取れるし、ステップファミリーが転居するという大きな家族状況の変化に対しても、関係機関は連携した対応ができていなかった。10月1日本児はD中学校に転校する。C中学校や児童相談所からの情報内容からは、1学期に本児に深刻な虐待があったことや複雑な家庭であることが理解できていなかった。10月11日、祖母の話を聴いた関係者からの情報により子ども福祉課からの通告を受けている。児童相談所は本児の様子を学校に聴取するも虐待通告があったことをD中学校に知らせていない。14日児童相談所が家庭訪問すると、本児は朝4時に起床して勉強をしているとのことであった。本児は、交際男性にはいろいろと叱られることはあるが体罰を受けることはないと話す。一方交際男性は、「子どものしつけのためには体罰もやむを得ない。怪我をしないように加減している」と答えている。児童相談所は単に「どのような理由があろうとも体罰を加えないように」と指導するのみであった。しつけのためには体罰もやむを得ないという人に説諭で踏みとどまれるであろうか。子どもの安全を考えたらすぐにでも一時保護すべきであった。10月22日本児は4時に起きて勉強していなかったとして交際男性から頭部および胸部を蹴られる。心肺停止状態で病院に搬送されるが、息を引き取る。

4期目の相談においては、従前のネグレクトではなく身体的虐待に家族状況が変わっている。児童相談所はこの期間何度も一時保護をすべき時機を逃している。その理由は、今まできちんとしたリスクアセスメントが全くできていなかったこと。子どもの視点でケースワークがされていなかったこと。危機意識が低かったことである。多くの虐待事例に照らして本ケースの危険性を予見したり、最悪の事態を想定できなかったのは由々しき問題である。加えてケース担当者の判断を鵜呑みにして、所内の児童虐待対応システムが全く機能していなかった。学校においては、養護教諭やスクールカウンセラーが共感的に子どもの声に耳を傾け、子どもの本当の気持ちを理解するようにしていくこと、校内で虐待対

応チームを組むこと、主任児童委員や区役所など地域との連携を重視すること、校内のすべての教職員が虐待についての認識を深めることなど、さらなる努力をしていく必要がある。

IV 事例検証により明らかになった問題点及び課題

Ⅲの4期にわたる本事案の相談経過の検討により、明らかになった問題点及び課題を以下の16のキーワードとしてまとめた。

- 「1 児童相談所の管理体制について」は、キーワード①から⑤である。
- 「2 調査と見立て」は、キーワード⑥、⑦である。
- 「3 連携（コーディネータ力の欠如）」は、キーワード⑧から⑩である。
- 「4 支援方法（ケースワーク力の欠如）」は、キーワード⑪から⑬である。
- 「5 一時保護」は、キーワード⑭から⑯である。

1 児童相談所の管理体制について

キーワード①：児童相談所長の兼務による組織的対応力の悪化

- (1) 名古屋市中央児童相談所の所長は、医師の診療業務と相談所長を兼務しているため所長が診療業務に従事している間は、課長や主幹に所長業務を任せる状態になる。また、所長と職員が日頃から相談しやすい体制になっていなかったため、医療的な相談を除き、所長と職員が十分な話し合いができる状態ではなかった。児童相談所長の持つ権限は、他の業務を兼務して対応できるようなものではない。迅速かつ充実した所長業務を考えれば、専属従事者を充てるべきである。
- (2) 所長は児童記録票を大まかに把握するのみであり、緊急受理会議や援助方針会議に提出される資料に頼る部分が多く、具体的・現実的にケースを把握していなかった。平成23年7月5日の援助方針会議に提出された資料には、平成23年6月8日及び14日に本児の顔面及び右脛に怪我があったことや、6月13日にも弟の背中に痣があったこと、実母の交際男性による暴力であることが明確に記載されているにも関わらず、児童相談所は危機感を抱いていなかった。また、本ケースに関してDVについての認識も持っていなかった。
- (3) 平成23年7月11日にも新たに本児が左目の周りに痣を作って登校している。原因不明の怪我であればなおさらのこと一時保護等の措置をとって慎重にアセスメントを行うべきであるにもかかわらず、緊急援助方針会議を開催するなどの組織的対応がとられていなかった。
- (4) 職員管理体制については、主幹に全体の児童虐待ケースを管理させ、児童相談所は「代決規程」「処務規程」に基づき、所長の命で現場の課長や主幹に対応をさせていたため、所長に児童虐待に対する危機感が伝わりにくくなっていた。実際にケース会議で一時保護する方針が決まっても、その後一時保護しなかった場合に事後報告がなくても特に問題にされていなかった。
- (5) 児童相談所では、厚生労働省による「児童相談所運営指針」や「子ども虐待対応の手引き」を職員に閲覧できる状況にしてあるだけである。毎年厚生労働省の「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」がまと

めて発表している「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（以下、「報告」という。第1次～第7次）についても児童相談所は職員に周知徹底させていなかった。この点で、元愛知県一宮児童相談センター長の伊藤俊典氏が著した「子どもの虐待死を防ぐための『20の視点』について＝虐待死等の重大事例から学び、子どもに関わるすべての関係者が留意すべきこと＝」に示されているような姿勢からはほど遠く、児童相談所全体として、児童虐待に対する危機感が著しく鈍麻している。

キーワード②：児童記録票の記録方法のずさんさ

本児の児童記録票と弟の児童記録票がほとんど同じ内容である。一方の児童記録票の記載内容をコピーして張り付けてあるだけであり、それぞれの児童についての詳細な記録がなされていない。弟の児童記録票には、兄である本児の出来事が「本児」（弟のこと）として書かれており、兄弟間での明らかな誤記がみられる等ずさんな記録管理である。

キーワード③：児童相談所に派遣された警察官の活用

- (1) 度重なる虐待死亡事例を受けて、平成23年4月から愛知県警が警察官を名古屋市の子童相談所に派遣している。しかし派遣された警察官には、立ち入り調査・臨検などの一部だけの職能を期待し、児童虐待についての対応について積極的な役割を担わせようとしていない。その結果、派遣された警察官が家庭訪問によってボコボコになった冷蔵庫をみてDVについての疑念を申告しているにもかかわらず、DVについての対応を全く検討していない。
- (2) 本件ケースにおいて、早期にDVの事実気づき対応をしていれば、実母の交際男性に子どもを託するという方針そのものが変わっていたはずである。

キーワード④：児童福祉司の担当ケース数の見直しの必要性

- (1) 児童福祉司一人あたり約70件の児童虐待等にかかるケースを抱えている。受け持つ児童虐待ケースが多くなるほど、その対応が緩慢になり、管理が粗雑になることは自明の理である。進捗管理は半年をめぐりにしているが、一人の児童福祉司に対応と判断を任せすぎているところが多分にあり、ケースを複眼的な見方にとらえ直すことができていない。
- (2) 児童心理司も、児童福祉司がケースを見立てるうえで必要な存在であり、児童心理司の配置が極めて乏しい。児童福祉司と児童心理司の比率割合が5対1というのは、どうみても児童福祉司への心理的負担が大きくなることは明らかである。

比率割合としては3対2が望ましい。

- (3) 主査が、児童虐待対応についての経験と専門性が不十分であることが多く、児童福祉司への指導体制が不十分である。

キーワード⑤：児童相談所における児童虐待防止の専門性の乏しさ

- (1) 後に連携のところでも述べることになるが、児童相談所は終始受け身であった。関係機関（学校・区役所・警察など）に対し、主導的な役割で動くことがなかった。情報も自ら求めようとしないうまま、関係機関からの通報を記録に残すだけで、ケースの見立てに基づいて、家族状況の今後の変化の想定をしないまま、場当たりの対応するだけであった。その意味で、児童相談所の職員に専門性が乏しいといえる。
- (2) 児童相談所の専門性とは、児童虐待の内容を具体的・現実的に把握する能力であるとともに、関係機関に対するコーディネート能力である。報告（第1次～第7次）に指摘されているとおり、虐待死亡に至るおそれのある兆候や特徴はある程度まとめられている。ハイリスクケースの特徴として、本ケースでいえば、弟が母親宅から祖母宅に逃げていることから「きょうだい事例」として虐待の矛先が弟から兄である本児に向けられる可能性が高まっていた。さらにDVと児童虐待とが密接な関係にあることも周知の事実である。また体罰肯定論を振りかざす実母の交際男性に対して、本児がなぜ実母の交際男性に対して、「〇ちゃん」と親しみを込めて呼び懐いていくのかという子どもの心理を吟味検討する必要もあった。さらに、被害児童らとの面接に際しても、実母・実母の交際相手との同席のもとで行うなど、家庭内の病理を把握しようとする姿勢が窺えない。
- (3) 児童相談所は、児童虐待に対して、子どもの安全確認・一時保護（介入）・子どもの自立支援・保護者への指導・親子再統合などの家族支援はもちろんのこと、市町村に対する指導（後方支援）・助言などのコーディネートの役割も担っている。従って、児童相談所には高い専門性が求められることはもちろんのこと、その業務量も膨大であるが、名古屋市中央児童相談所にはその専門性が乏しい。名古屋市において重篤な児童虐待事例が発生していることは、児童相談所の専門性の問題が誘因の一つであるといえる。

2 調査と見立て

キーワード⑥：児童相談所における情報収集力の不足

情報収集は、児童相談所が的確なアセスメントを行い、適切な援助方針を策定するた

めの前提要件である。

- (1) 1期目の相談（平成20年）において、児童相談所は市民からの虐待通報（ネグレクト）を受けて、学校から情報聴取を行った。学校からの情報と通報内容には「ずれ」があったが、この「ずれ」を明確にしないまま支援の方針を決定している。適切な支援方針を決定するためには、家庭環境を調査するとともに、保護者である実母や本児を実際に養育している祖母に面会して、学校と近隣住民の情報の「ずれ」を確認する必要がある。その意味で、児童相談所は積極的に家庭情報を収集する努力をしていない。
- (2) 本ネグレクトの背景にある問題、本児や家族の生活状況の調査が不十分であったばかりでなく、本児たちの生活状況が目に見えようような、具体的なことがらを聞き取る姿勢が必要であった。実母の養育状況の実態（子どもの養育で、何ができて、何ができないのか）、子どもの生活状況の実態（一日の生活の様子、何をどのくらい食べているか、洗濯、入浴、学校の宿題や持ち物はどのようにしているか、困った時どう対処しているか等）、実母がネグレクトしている理由（職業、経済状況、一日の生活の流れ、精神的健康状態や理解力の観察、困った時に助けてくれる人の存在やその人との関係性等）の調査が全くできていない。
- (3) 報告第1次～第7次によれば、情報収集とアセスメントの必要性が繰り返し説かれている（4次56・59頁、5次57頁、6次18頁）。本ケースでは、1期目の相談から4期目の相談に至るまで、児童相談所は情報収集への努力が払われていない。その結果、的確なアセスメントの実施や援助方針が立てられていなかった。情報収集とアセスメントをするためには、虐待ケースをいつも具体的・現実的に理解・把握しようと努める姿勢が大切である。児童相談所自体も担当者任せになっており、対症療法的で事務的な対応しかできていなかった。
- (4) 2期目の相談（平成21年4月）はかなり深刻なネグレクトケースであった。しかもこのときには実母に交際男性がいることが分かっていた。このときも児童相談所は、できる限り正確な家族関係を把握すべきであった。報告6次22頁も「子どもの胎児期からの生育歴の確認やできる限り正確な家族関係の把握のために、ジェノグラムを描く必要がある」と指摘している。児童相談所は、この家族の戸籍謄本を取り寄せることもしておらず、まして実母の交際男性の素性は調べていない。
- (5) 2期目の相談において、ネグレクトのリスクアセスメントを行う際、祖母などの支援者によって補完されていることを加味した判定が行われていた。しかし、支援者がいることは支援方針や計画を立てる際に考慮し、まずは実母の養育状況について判定すべきではなかったかと考える。本ケースでは、祖母と本児や実母が同居していた時期があったこと、祖母が本児らの世話をしてきたことや本児らのことを心配していることから、祖母を母に代わる養育者とみなして、リスクアセスメントが行われてしまっ

たため、リスクアセスメントの判定が軽くなっていることは否めない（平成21年6月）。

キーワード⑦：児童相談所のケースを「見立て」る力の不足

- (1) 虐待死亡事例によるみられる共通の要素として、報告1次7頁では、次のものを挙げている。①乳幼児に対する虐待、②親の精神疾患（実母の心理的・精神的問題—育児不安またはうつ状態が約4割の事例に存在する。報告3次41・55頁でも指摘されている）、③養育環境及び養育者の状況（「ひとり親家庭・未婚」に複合家族で内縁関係にあるなど家庭の生活基盤に問題を抱えており、なんらかの援助が必要である家庭）、④子どもが泣きやまない。⑤虐待の危険性の高まりを示唆する兆候、⑥関係機関の援助に対する保護者の拒否。

本ケースは、例示されているこれらのうち少なくとも②・③・⑤・⑥に関係している。少なくとも体罰肯定の実母の交際男性は、児童相談所の指導を受け入れているとはいえない。

- (2) 児童相談所は、1期目・2期目・3期目の相談は、いずれもネグレクトとして判定してきたが、4期目の相談から身体的虐待として認定している。しかし、祖母から実母の交際男性の暴力性を伝えられていたこと、2期目の相談における一時保護解除の経緯（実母の交際男性が無理やり子どもを取り戻している）を考えると、実母の交際男性の体罰容認の姿勢が明らかになる以前に、身体的虐待やDVの存在を疑うべきであった。
- (3) 「躰のために叩く」と公言している実母・実母の交際男性に対して、本児たちが慕っているとの一事だけで本児たちの養育監護を委ねようとしている。児童相談所には、本児が中学二年生であり、何かあったら緊急時は逃げることができるだろうという考えがあった。しかしこの考えは、家族内の人間関係における力学構造を理解していないものであり、家庭診断力が欠如したものである。
- (4) 本児たちを一時保護しても、社会診断、行動診断、医学診断、心理診断などを十分に行わないまま一時保護解除をしており、ケースの見立てを十分に行っていなかった。

3 連携（コーディネート力の欠如）

キーワード⑧：児童相談所と区役所との連携

- (1) 瑞穂区役所は、主任児童委員から虐待通告等の様々な情報を受けているが、児童

相談所への情報提供を迅速に行っていなかった。児童相談所と瑞穂区役所が日頃から情報交換を行っていれば、児童相談所が市民から虐待通告を受けた際や援助方針を考える際に、主任児童委員からの情報を統合してケースの見立てをすることができたはずであった。

- (2) 瑞穂区役所では、実務者会議のケースとして、児童相談所との情報交換を実施していた時期もあった。しかし必要な情報の確認や、だれが、いつ、どのように対応するのか、いつまでに結果を報告するのか等、実際に支援をおこなう上で必要な役割分担が決定されていなかった。瑞穂区役所は本ケースについて、児童相談所任せにせず、独自に主導的な支援を行うべきであった。瑞穂区役所には児童相談所が支援を行っているという安心感があり、瑞穂区役所の「見立て」や意見を児童相談所と話し合うことがなかったため、児童相談所は本世帯が抱える問題の本質に気付くことなく援助方針を決定した。
- (3) 区役所は、「子どもサポート区連絡会」（代表者会議、実務者会議、サポートチーム会議の3つの会議を持って構成されている）を組織し、児童福祉法25条の2による要保護児童地域対策協議会として、児童虐待防止に積極的に取り組む必要がある。しかし、「子どもサポート区連絡会」の規程は実効性をもつものに整備されておらず、このことは瑞穂区役所が主導的に動くことができなかった要因の一つであったと思われる。また、児童相談所も、「子どもサポート区連絡会」組織を積極的に活用し、地域の関係機関のネットワークによる支援を行おうとする姿勢が乏しかった。
- (4) 瑞穂区役所は、本児・弟の一時保護解除後に主任児童委員に見守りを依頼している。しかし、主任児童委員を含めて関係者を招集し、「サポートチーム会議」を開くことはしなかった。そのため、世帯の持つ問題点や、どこに着目すべきであるかを主任児童委員に伝えることはなかった。その結果、漠然とした見守りになり、主任児童委員が収集した情報や、本児・弟の家庭に対して感じている危機感を実務者会議に反映させることができなかった。また家庭に対する支援方針や支援状況を共有した上で見守ることもできなかった。

この点について報告6次20・21頁では、関係機関において「見守り」を実施する場合は、その実施機関・見守り内容について可能な限り具体的に書面化し、関係機関で共有するべきであると指摘している。

キーワード⑨：児童相談所と警察との連携

本事例は、警察の持つ情報が重要な役割を果たすとともに、警察と連携をして家庭支援を行い、本児を救う努力をするべきであった。しかし、実務者会議やサポートチーム会議に警察への参加を求めなかったため、家庭の支援に必要な情報を入手できないまま援助方針を決定した。また、県警派遣職員が積極的にケースワークに関わることができない状態

だったため、県警派遣職員が気付いた DV の兆候が援助方針に生かされなかった。その上、警察との情報共有ができていなかったため、弟の 4 回目の家出に対して迷子として処理するなど、一般的な対応となってしまった。

キーワード⑩：児童相談所と学校との連携

4 期目の相談時期に中学校が本児の顔面等に痣を発見した。学校は児童相談所に通報したが、児童相談所が子どもに面接し、直接目視することについては拒否的な姿勢を示した。その結果、児童相談所が身体的虐待の通報を受けながらケースに関与することができなくなり、学校が家庭訪問をするなど、学校を中心とした対応となってしまった。さらに頭部及び顔面に対する虐待は早急に一時保護すべき重要なケースである。定規を使う等痣の大きさが分かるような写真を撮る他、専門家の診断を仰ぎ、一時保護の権限を持つ児童相談所が子どもの安全確認や家庭訪問をするべきであった。また、その後も立て続けに本児らの虐待通告があるなど危険性が高い世帯であったにも関わらず、学校・児童相談所・区役所で援助方針や役割分担を明確にするという具体的な話し合いがなく、日頃の迅速な情報提供及び情報共有ができなかった。

4 支援方法（ケースワーク力の欠如）

キーワード⑪：問題の本質の理解

最初の一時保護の際に、児童相談所は実母に対して室内が整理されたら子どもを返すと説明していた。一時保護をした理由は、室内が掃除されているかどうかではなく、実母が夜間不在であること、成長期の本児らにご飯を十分に食べさせていないこと、本児らの体が汚れ臭いこと、季節に適さない服装をしていること、ズボンがボロボロであることなどの不適切な養育状況にある。その背景には実母の養育に対する意識や考え方、精神的に不安定な生活の状態、収入、養育力の低さなど根本的な養育状況にあり、それらが原因となってネグレクトという虐待になっている。しかし、児童相談所はこの虐待としてのネグレクトのとらえ方が不十分であって、この世帯の抱える根本問題を表面的にしかとらえていなかった。また実母に対しても、「この事態は虐待である」ということを明確に説明しておらず、実母自身が本児らがなぜ一時保護になったのかという原因を理解できない状況であった。このため、表面的な部分（部屋の整理・片づけ）の解決のみで一時保護の解除を決定するとともに、これまで本児・弟を養育してきた祖母に対しての援助を求めることもしなかった。

世帯が抱える家族状況の問題の本質を掘り下げて捉えるとともに、問題を根本から解決するために、見通しを立て、時間をかけて実母の生活状況等の改善を目指すケースワークの必要があった。

キーワード⑫：一貫性のない援助方針

ネグレクト世帯の支援は、主たる養育者が誰であるのかを位置づけ、主たる養育者に対する支援が必要である。しかし、児童相談所は主たる養育者を誰にするのか（祖母か、実母か、実母交際男性か）、主たる養育者に対してどのような支援をしていくのかなどのケースワークの基本的な道筋をたてていなかった。そのため、状況に応じて主たる養育者の位置付けを変えるなどの一貫性のない対症療法的なケースワークをしてしまった。

また、世帯に対する一貫した援助方針がなかったため、学校等において子どもの安全確認ができない長期休暇にも、児童相談所や区役所による家庭訪問などをおこなっていなかった。

キーワード⑬：家庭環境の悪化

2期目の相談は、実母の通院や生活状況が安定したことにより終了したが、3期目の相談時期には、実母の状態が悪化するとともに祖母と本児・弟の関係が悪化しているなど、家庭環境が大きく変化していた。児童相談所は、その原因を調査することなく、実母の入院という表面的な部分に着目して支援を決定してしまった。2期目の相談終了をした前提が崩れているため、児童相談所はこの時点で自らの援助方針の再確認をするべきであった。

また児童相談所は、平成23年9月には世帯の転居（瑞穂区から名東区へ）の情報を学校から得たが、家庭訪問をして情報の確認をすることをしなかった。世帯の転居は、世帯に目が届きにくい状況になるため注意をしなければならない重要な契機であり、C中学校・D中学校・瑞穂区役所・名東区役所・主任児童委員などの関係機関等による情報提供や情報交換、今後の援助方針をあらためて関係機関相互間で確認をするべきであった。

5 一時保護

キーワード⑭：すみやかな一時保護の実施と的確なリスクアセスメント

- (1) 虐待通告を受けた児童相談所は、子どもの安全確認を行うための措置を講じ、必要に応じて一時保護を行う義務が課せられている。安全の確認や一時保護の遅れにより、子どもの生命に危険が及ぶようなことがないように最善を尽くさねばならない。なかでも、身体的虐待が疑われる場合は、対応を決定するまでに許される時間が限られている場合が多く、速やかに情報を集めてリスクアセスメントを行い、一時保護の要否を判断しなければならない。
- (2) 本事例では、平成23年6月8日に本児が通う中学校が身体的虐待の通告を行ってから、6月14日、6月19日と虐待通告が続いた。しかし、平成23年7月5日の援助方針会議では、リスクアセスメントの結果がレベル3「一時保護を検討（緊急一時保護ではない）」であり、「暴力について指導し、今後の援助を受け入れた」

ことを理由に、一時保護は見送られた。残念なことに、その4カ月後に、本児は身体的虐待によってその命を奪われてしまった。

この時のリスクアセスメントの問題としては、次のことが考えられる。

- ① 顔面・頭部への暴力は、より危険度が高いと判断すべきであること。
 - ② 6月8日、14日と、1週間に2回も暴力を受けている。頻繁に虐待が繰り返されており、暴力がエスカレートする可能性があったこと。
 - ③ 1カ月間に4回の通告（6月8日、14日、19日、7月11日）があり、本児に関わる複数の機関が危機感を感じていたこと。
 - ④ 本児が虐待者をかばう説明をしている。虐待を受けている子どもは真実を語れない傾向があり、子どもの傷や言葉以外のサインを察知する必要がある。虐待が強く推認されるような場合に、子どもが虐待者をかばったり、虐待を否定したりする状況は、逆に、虐待が重篤あるいは危険な状況に至っていると捉えることが必要であったこと。
 - ⑤ 弟が家出を繰り返すこと、弟だけが祖母宅に移動することを実母の交際男性から逃げているサインと捉えるべきであった。
 - ⑥ 実母が実母の交際男性からのDV被害をうけていることを相談している。
 - ⑦ しつけのための体罰を肯定している実母の交際男性に「指導や説諭」は有効ではなく、度重なる指導を受けても、暴力を繰り返していたこと。
- (3) 本ケースにおいては、遅くとも7月11日には、本児・弟を一時保護するべきであった。受傷機転不明の怪我や頭部・顔面の怪我は危険性がきわめて高いため、早期に情報収集を行う必要がある。また情報収集等で虐待の事実が解明されない場合は、一時保護等の措置をとってリスクアセスメントをする必要がある（報告6次19頁でも指摘されている）。
- (4) 一時保護にあつては、客観性を担保するためにリスクアセスメント表を用い、会議等を開催して、一人ではなく複数で一時保護の要否を検討するべきであった。また受傷機転について専門医の診断を求めるなどして客観性を高めるとともに的確な判断を行う必要がある。

キーワード⑮：一時保護期間中の調査・情報収集の徹底

- (1) 本事例では、計2回の一時保護が行われた。

1回目：平成21年8月11日～24日（2期目の相談期間）

2回目：平成23年1月31日～3月4日（3期目の相談期間）

厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成21年4月改正版）では、一時保護の第一の目的は子どもの生命の安全を確保することであり、単に生命の危険にとどまらず、子どものウェルビーイングの視点からも判断されるべきとしている。一時保

護を行い、子どもの安全を確保することで、次のことが期待できるとしている。

①保護者への調査や指導を進めることができ、援助を開始する動機づけにつながる

②子どもの観察や意見聴取において、より本質的な情報収集を行う

一時保護は、子どもの安全を確保するだけでなく、この機会に、虐待者である保護者や家庭に関する調査、児童からの情報収集を行うことが重要である。

(2) 1回目の一時保護では、一時保護をしたことにより、連絡がとれなかった実母と面談する機会を得ている。実母に、養育責任の自覚を促すことや一時保護の理由となる問題点をはっきりと説明し、夜間の不在が続いている理由、実母の経済状態、心身の健康状態、祖母や本児・弟との関係など、これまで把握できなかった事項を実母から聞き取る必要があった。

(3) 2回目の一時保護は、1回目の理由や家庭状況に比べ、背景が大きく異なっていた。

1回目の一時保護は養育を支援している祖母の希望によるものであり2回目は実母の交際男性が本児や弟を連れて来所し、実母の入院を理由に一時保護を依頼している。しかも、本児と弟は、これまで彼らの面倒を見て来た祖母の家に戻ることを拒んでいた。この家庭状況の大きな変化について、疑問を持ち、詳しい調査・情報収集を行うことが必要であった。調査・情報収集の内容としては、素性調査、実母の病状の把握、本児・弟らが祖母を拒否する理由、さらに同行した実母の父方伯父からの情報収集などが考えられる。2回目の一時保護は期間が長く、実母の交際男性は2回来所しており、家庭状況の変化に「何か変ではないか」と感じるアンテナがあれば、情報収集をする時間は十分あったと思われる。

(4) 一時保護での情報収集の成否は、その後のリスクアセスメントの判定に大きな影響を与え、家族が抱える本質的な問題（この事例では実母の精神状態及び経済的問題等）に踏み込んだ支援ができるかどうかを左右する。「一時保護の目的は何か。」「この機会に何をすべきか。」を自覚した取り組みが求められる。

キーワード⑩：一時保護解除後の援助方針

(1) 3期目の相談期間中の2回目の一時保護の解除後、実母の交際男性に本児・弟の養育を任せるという児童相談所の方針に対し、関係機関からは方針の見直しを求める意見があった。このように関係機関との間に意見に「ずれ」がある場合は、ケースを多面的に捉えるきっかけとし、児童相談所の方針を点検する姿勢が必要であった。また、これまで本児・弟の養育を担っていた祖母は、一時保護解除後の家庭支援にかかる重要なキーパーソンとなるべきであったが、祖母には一時保護の事実を伝えないなど、家庭支援のキーパーソン（要）として捉えることができなかった。本児らから祖母を遠ざけることになった。

(2) 2回目の一時保護においては、実母の交際男性が本児らの一時保護を児童相談所に

依頼している。この際、児童相談所は相談主旨を実母の入院期間中の預かりという表面的な問題として捉えていた。さらに、実母の病理・交際男性の素性等の情報も収集していなかった。そのため、本児・弟の一時保護の解除後の援助方針について、虐待のリスクを考慮し、関係機関と連携した支援準備を行えていなかった。結果として、弟の複数回にわたる家出の事実を児童相談所は把握できず、身体的虐待につながる重要な情報を早期に得ることができなかった。

(3) 一時保護解除後、または施設退所後に発生した虐待死事例を踏まえて、第4次報告68頁・第6次報告10頁は、一時保護解除の際の要点を次のとおりまとめている。

- ①保護者の養育能力についてアセスメントを行うこと。
- ②親子の愛着形成のための長期的支援を検討すること。
- ③地域ネットワークの対象ケースにすること。
- ④措置解除の前に支援体制を整えた上で一時帰宅を実施すること。

これをふまえると、1回目の一時保護解除の際（平成21年8月24日）、実母と実母の交際男性と一緒に児童相談所を訪れて、本児らを無理やり引き取ろうと実力行使し、このような強引な行為にもかかわらず、児童相談所はその直後に本児らの一時保護を解除したが、少なくとも実母の交際男性の素性や家庭状況の変化についての調査が必要であった。

なお、入所措置解除とアセスメントについて、報告3次59頁、4次62・68頁、6次20・33頁、7次29・62頁において次のように述べられている。

「保護者が強引に引き取りを求めたとしても、家庭に戻ることが子どもの権利利益の保障につながると判断できない限り、認めてはいけません。家庭復帰に向けての過程において、虐待が疑われる状況が発生した場合においては、慎重にアセスメントを行い、漫然と家庭復帰を目指す方針を継続するのではなく、必要に応じて家庭復帰の延期、措置停止の中断、一時保護の開始を検討する必要があります。」

一時保護の解除にあたり、前後に援助方針と検討がいかに重要であるか、すべての関係機関に再確認を求めたい。

V 提言

1 児童相談所の専門性の向上

(1) 児童虐待対応の専門性

児童虐待に対応する際に必要となる「専門性」とは、児童虐待に関する基礎的な知識や技能の積み重ねをベースに、児童虐待が起きているまたは起こる可能性が高い状況を的確に評価・判断し（査定・アセスメント）、対応すべき適切な援助方針を立て、それを確実に実践できる力量のことである。その際、徹底して「子どもの視点」に立って考え、子どもとの信頼関係を作り、子どもを支える力を持つことは、専門性には不可欠な重要な要素である。被虐待体験者から、「当時信頼できる人がおらず、助けを求めることができなかった」と語られることがある。逆に、過去に児童相談所が子どもとの密接な関係を作ることに努力し、キーパーソン（子どもが信頼して本心を一番打ち明けやすい人物）との連携のもとで児童虐待から子どもを救うことができた事例もある。

今回の事例検証を通して、「子どもを単に保護の客体と考えるのではなく、あくまで主体として尊重しつつ、子どもとの信頼関係を構築し子どもの視点に立って子どもを支えようとする姿勢」がこれまでの名古屋市の児童相談所には欠けていたことが明らかになった。名古屋市は喫緊の課題として児童虐待対応の専門性を向上させるためにあらゆる方策をとる必要がある。また、上記のような専門性を修得すれば自ずと自己の持つ専門性の限界が自覚されるはずであり、その際には関連領域の専門家に対して把握している情報をすべて提示した上で、子どもの安全の確保のために必要な助言を得ようとする姿勢が必要不可欠である。

(2) 専門職としての職員採用の導入

児童相談所の職員として、児童の福祉に全力を注ぐためには単に業務としての執務姿勢だけでなく、児童虐待対策についての個人の熱意、意欲が求められる。該当の家庭、児童、保護者に日常的に接するのはケース担当者であり、その担当者の責任感、取り組みがケースワークに直接的に影響するのは今回の事例を見ても明らかである。そこで、これまでに顧みられてこなかった個人の適性、職務への希望を今後は積極的に導入すべきであり、現時点では市職員の採用時に希望を聴取しているところだが、より一歩進め、福祉専門職としての採用を行い、適切な人材を適切な職に配置することが必要である。

(3) 一時保護の積極的实施

虐待を受けた子どもの一時保護（児童福祉法第33条）への取り組みについて、ケースワークにおける重要な一過程としてとらえ、実施することが肝要である。一時保護により子どもの安全確保を徹底して図ることがなにより求められることは言うまでもない。一時保護・親子分離は親子関係、保護者の養育能力、生活環境、子どもの健康状態、他者による疑いも含む加害行為の有無などから慎重に判断すべき

ものであるが、子どもの安全の確保に資するものであれば躊躇すべきではない。特に、頭部・顔面・頸部などの生命に関わる可能性のある外傷が認められた場合は直ちに一時保護を検討すべきである。また、ネグレクトに関しても子どもの生命に関わるという危機感を持ち、子どもの安全に対する配慮の欠如もネグレクトと捉えるべきである。

しかし一時保護の意味は、単に「子どもの安全確保」それだけではなく、「何のために一時保護を行うのか」という方針のもとに、心理的な面も含めた子どもに対するアセスメントと援助、保護者に対するアセスメントと指導、関係機関との調整などを図ることができることである。子どもや保護者に対するアセスメントや支援、関係機関との連携などを効果的・効率的にできる期間として一時保護の期間を積極的に活用しなければならない。この際、特に子どもと関わる際には、丁寧に子どもの気持ちを聞き取り、子どもが、「児童相談所が守ってくれる」との信頼感を持つよう心がけることが肝要である。一時保護解除を決定する際にも、「やはり大人は守ってくれない」という不信感を子どもに抱かせることのないよう注意しなければならない。漠然とした「親子の愛があるだろう」という神話を前提として安易に一時保護解除が決定されれば、一時保護解除後に虐待が再燃した場合に、子どもが大人に助けを求めようとしなくなる危険性が高くなる。一時保護解除後への影響の大きさを考えれば、一時保護の解除の仕方は重要であり、慎重に検討されなければならない。

さらに、一時保護を解除するにあたっては、その際に再びアセスメントを行い、一時保護解除後の具体的な援助方針を立て、関係機関の役割分担を書面において明確化しておかなければならない。一時保護解除後の援助体制のねらいや仕組みについて、あらかじめマニュアルなどに定めるとともに、児童福祉司・児童心理司などの職員が十分に理解し、実践できるようにすることが必要である。また、一時保護解除により保護者の許に戻される子どもの心情を理解し、一時保護解除後も子どもを担当する職員が子どもとの信頼関係と関わりを維持することにより、子どもたちが児童相談所職員を信じられるようにする配慮も必要である。

(4) 基礎的な知識、技能習得の徹底

児童虐待対応の専門性確保に最低限必要となる知識や技能についても、名古屋市の子童相談所職員は十分持ち合わせているとは言えない実態がある。国が策定している「児童相談所運営指針」や「子ども虐待対応の手引き」などは熟読し、精通するまでに知識・技能を高めておく必要がある。また、国の死亡事例等の検証結果の報告や、名古屋市における検証委員会報告などを教材として、ケースワークの場面を想定した動きを理解しておく必要がある。この検証委員会の報告についても、時系列に事実経過を記載し、その時々についての検証委員のコメントが付してあるので、生きた教材として虐待防止に活用し今後の動きに役立てることを期待したい。

こうした基礎的知識・技能の修得には、新たに児童福祉司などの関係職員になったときの研修をこれまで以上に時間をかけて行う必要がある。さらに一定期間経過後に再度学習を行うなど定期的に何回もの学習機会の積み重ねにより精通するようにならなければならない。また、上司や先輩職員等による若手職員に対する児童福祉業務への取り組み姿勢を向上させる働き掛けも重要である。児童相談所としては職場内での過去のケースを素材にした勉強会などの自主的な取り組みが行えるように支援していく必要がある。

(5) 研修の体系化と充実

児童虐待対応に関わる職員については、初任者、中堅、職員の詳細にわたる指導を担当するスーパーバイザー、管理職といった、レベルに合わせて必要となる知識・技能があり、それを明確化して修得できるプログラムを作成し、実施する必要がある。これまでは初任者に対する研修が中心で、中堅職員やスーパーバイザー等の研修は少ない状況であった。こうした中堅職員らのレベルについても、十分な研修機会が設けられなければならない。国レベルで行う「子どもの虹情報研修センター」の研修のほかにも、同センターと連携を図り、そのノウハウを活用した研修についても今後企画していくことを考えるべきである。

また、今回の検討の中で、スーパーバイザー機能の欠落が明白であり、特にケースワークを進めるにあたってのスーパーバイザーとなる児童虐待対策担当の主査については、常日頃、虐待対応能力を高めておく必要がある。例えば、定例的・連続的に学習機会を設けるなど、早急に取組む必要がある。

(6) 外部有識者の活用

市内部の身内だけで、児童相談所の専門性向上に向けた真の改革は期待できない。第三者としての視点から、キャプナ弁護団の法的支援を活用する。その際、単に法的な見解を聞くだけでなく、ケース情報すべてを提供した上で、ケースワークそのものに弁護士を参画させて法的支援を超えた連携を模索することも重要である。

さらには広く外部講師からの指摘、助言を受け、取り入れていくことも肝要である。平成24年度より児童虐待対策参与として、他都市での児童相談所長の経験のある人材を登用しているが、さらなる児童相談所の専門性を向上させるためには、児童相談所OBを始めとした外部の人材に定期的に意見を求め、活用していくことが必要である。

2 児童虐待への組織的対応力の強化

(1) 組織的対応の強化

児童虐待に対しては、児童相談所が実効性ある組織として機動的に動かなければその防止は図れない。名古屋市では、平成22年度に児童相談所を2か所とし、さらに平成24年度から、中央・西部の各児童相談所に緊急介入班を設置して、危険

度・緊急度が高く緊急一時保護が必要なケースを中心に初期対応を行う体制を強化する努力をしている。このような取組みについては一定の評価ができるものの、児童虐待を防止するには児童相談所としてどんな体制が必要なのかを継続的に検討し、改善を積み重ね、構築していく必要がある。特に、援助方針会議以降の担当児童福祉司の判断のフォローアップ体制を形骸化させないことが重要である。

平成24年度より、名古屋市児童福祉センター所長と名古屋中央児童相談所長の兼務が解消され、児童相談所長が本来の所長業務に専念できる体制が整えられた。児童相談所長の専任化が形だけで終わることのないよう、児童相談所長自身が実際のケースを把握したうえで自ら陣頭指揮を執る体制整備が不可欠である。さらに、担当児童福祉司がケースを抱えて孤立しないよう、児童相談所内で随時他の職員に相談できる雰囲気を作ることや、困難ケースの場合には複数担当とすることも必要である。

また、関係機関とのネットワークによる組織的対応も重要である。児童虐待問題は、多様で複雑な家族問題を背景としており、種々の専門機関とのネットワークによる対応が求められる。その意味では、要保護児童対策地域協議会としての「子どもサポート区連絡会」を積極的に活用する体制づくりが必要である。

(2) 児童心理司の増員

児童心理司は心理学などを学び、児童の心の動きを敏感に読み取ったり、セラピーにより児童の心理的な落ち着きを援助することで、表面的な行動に隠された本心を探る力を持っている。また、児童だけでなく保護者と面接し、保護者が虐待に至る心理・社会的メカニズムを把握する専門性を持っており、ケースワークには必要不可欠な存在である。児童相談所のケース把握、方針の決定には児童心理司の判断が必要であり、児童心理司の不足が児童福祉司のケースワークに悪影響を与えている。

名古屋市児童相談所の人的体制不足は、児童福祉司不足の問題よりもさらに児童心理司の配置数こそが深刻である。名古屋市の児童心理司配置は全国の政令指定19都市と比較して18位と、著しく遅れている現状がある。現在2か所の児童相談所を合わせて児童心理司は総計で10人であり、児童福祉司5人：児童心理司1人の体制となっている。しかるに当面は児童福祉司2人：児童心理司1人の配置を緊急の目標とし、将来的には全国児童相談所長会の要求である児童福祉司3：児童心理司2を目指して、段階的な増員を行うなど、これまでの貧困な配置状況を解消するため、抜本的なかつ早急な増員に取り組むことが必要である。

児童心理司の増員にあたっては即戦力の確保が必要であり、児童の心理についての知識、技術を持った人材を採用し、配置することも考慮しなければならない。

(3) 児童福祉司の増員

児童福祉司が受け持つ担当ケースの増加が児童虐待事案への対応の遅れ、不十分

な業務管理につながっている。名古屋市は平成 24 年度児童福祉司は総計で 49 人であり、人口 4 万 6 千人あたり 1 人（平成 24 年度）である。この人数は政令指定都市比較（平成 23 年度）で第 13 位という劣悪な状況である。他都市では人口 3 万～4 万人に児童福祉司 1 人の配置を行っている都市もあり、この他都市の現況を踏まえて段階的かつ早急に児童福祉司の増員を行っていくことが望まれる。名古屋市において人口 4 万人に児童福祉司を 1 人とするためには、児童福祉司を 57 人とする必要がある。人口 3 万人に児童福祉司 1 人とするためには児童福祉司を 76 人とする必要がある。いずれにしても増え続ける虐待対応ケースのケースワークの質的向上を図るためには、大幅な児童福祉司の増員により一人当たりの児童福祉司の担当ケース数を減少させることが必要である。

また、児童福祉司の増員を行うにあたっては、児童心理司と同様に当面の即戦力の確保策として、児童福祉司としての資格を有するだけでなく、社会福祉事務所や児童養護施設など経験のある職員を採用、配置することも考慮しなければならない。

3 各関係機関の独自性と連携

(1) 区役所と児童相談所の連携

① 貧困家庭とDV

区役所民生子ども課は社会福祉事務所の中に位置づけられており、家庭の生活保護の受給、手当の受給についての情報を管理している。児童虐待の原因の一つに貧困問題が挙げられており、この情報を児童相談所は虐待対応に有効に生かすことが重要である。さらには児童虐待とDVとは密接な関係にあることから、家庭福祉相談員の持つDV情報も有効に生かすことが重要である。生活保護の担当ケースワーカー、手当の担当者、家庭福祉相談員など関係する職員が相互に連絡を取りあい、家庭の状況を適切に把握することが大切である。今回のケースでは、主任児童委員から寄せられた重要な情報や危機感が児童相談所に伝えられていなかったという問題点も明らかになっている。集められた情報の取り扱い、活用については、関係機関と積極的に協議を行うことが必要であり、その情報は有意義である。さらに、ケースによっては、区役所職員、主任児童委員も参加したケース会議を開くことも考えるべきである。

② 援助方針

児童相談所に通報や情報提供をした後の社会福祉事務所の対応が、社会福祉事務所独自の見立て、判断で家庭への援助を行うことがなく経過していたことが検証により明らかになっている。社会福祉事務所も相談援助機関の一つであることを強く自覚し、他の実施機関との情報共有とともに、社会福祉事務所独自の援助方針を立てるなどの取り組みが必要である。

③子どもサポート区連絡会の機能

要保護児童対策地域協議会である「子どもサポート区連絡会」の機能を明確化して関係職員に徹底するとともに、実効性ある組織として充実させる必要がある。とりわけ実務者会議については、社会福祉事務所・保健所・児童相談所の連携体制を徹底するほか、実務者会議等でケースについて連携をとる場合には、誰と誰が、何を、いつ行うか、など具体的な手順や確認事項を必ず定めるよう徹底しなければならない。この場合、児童相談所がコーディネート機能を十分果たすことが大切である。

④社会福祉事務所の役割

児童虐待防止活動における第一義的な相談窓口としての「社会福祉事務所」の役割を明確化し、児童相談所は積極的に活用する必要がある。社会福祉事務所は生活保護の実施や様々な手当、制度の窓口であり、保護を受給している者に対して助言、指導を行うことができる。また、訪問調査を行ったり、健康状態を確認するために検診を受けることを命ずることもできる。その機能を虐待防止の目的を加味して有効に活用し、子どもを養育している家庭の生活状況を把握し、適切な助言、指導を行うことが求められる。

そのためには、研修の充実などによる社会福祉事務所職員の児童虐待に係る専門性の向上や、児童虐待に関する意識や対応力を高める必要がある。また、児童相談所職員を兼務させて区役所に配置するなど、区役所の体制強化を行う必要もある。

⑤データベースモデル事業

中川区において社会福祉事務所、保健所、児童相談所の持っている情報を統合し、関係機関が要保護児童ケースの情報を共有、確実に進行管理できるようにするデータベースモデル事業が現在進行している。今後の関係機関の連携手段としての有効性が考えられるため事業の運用と検証をすみやかにを行い、他の全区にも運用拡大されることが望ましい。

(2) 警察と児童相談所の連携

平成23年4月から愛知県警察本部は警察官を児童相談所に派遣している。その警察官のノウハウをケースの対応に十分に活用していく必要がある。また、各区における「子どもサポート区連絡会」の代表者会議だけでなく個別ケース検討会にも警察が参加するなど、個々のケースワークの中でも警察官と連携を行っていくことが必要である。

また、愛知県警は児童虐待やDVに関しても精力的に対応を進めているが、名古屋市と愛知県警察本部少年サポートセンターとのさらなる連携が望まれる。

(3) 学校と児童相談所の連携

今回の事案において、学校は児童相談所への通報等を行っていた。しかし、学校

と児童相談所とが共通の認識のもとでの役割分担などが十分にできていなかった。また、情報の記録化、引継の不十分さも明らかとなった。学校は児童相談所等との役割分担について、通報にとどまらずさらに詳細に連絡調整し、児童と日々近く接し、信頼関係を作ることのできる立場にあることを自覚し、子どもの視点に立って児童の安全確保について意識を持つことが必要である。

また、名古屋市教育委員会においては今般「学校における児童虐待対応マニュアル」の全面改訂を行い、校長・教頭の管理職をはじめ、実際に現場で勤務する教諭・養護教諭・スクールカウンセラー等に対し研修を実施しているところである。今後、研修の実施に当たっては、児童相談所と連携し、現場対応に即した研修を行うことにより、更なる意識の向上が図られることが望まれる。

(4) 地域・民間団体と児童相談所の連携

児童虐待の大きな要因の一つに「地域からの孤立」が挙げられる。虐待家庭の早期発見、早期対応には地域・民間団体との連携が必要不可欠である。

現在、児童虐待の地域での見守りや支援を担っている主任児童委員については、今後、より一層の活動が期待される所であり、主任児童委員の役割を重視し、サポートチーム会議等の会議の参加を積極的に進めていくことが重要である。その際には主任児童委員が適切な判断、活動が可能となるように、対象家庭の情報はできる限り伝えるための制度を構築して、個人情報保護の過大な解釈により情報共有が阻害されることがないよう努めなければならない。さらに加えて、児童相談所はCAPNAなどの民間団体の活用を重視し、きめ細かい虐待防止を行うことが重要である。

さらに新たな提案として中学校学区単位で学区内の児童虐待に対応する児童虐待対応員を選任し、地域の関係機関の連携を日常的に行うなど、児童相談所の対応を補完強化することが期待される。また、名古屋市では地域の虐待予防として、子育て家庭への声掛け、見守りをはじめとしたボランティアの養成を行っているが、今後、その有効的な活用も行っていくよう求める。

(5) 医療機関、保健機関などと児童相談所の連携

医療機関には現在は虐待防止の啓発パンフレットが作成され、配布されている。虐待家庭の保護者に精神疾患がある場合も児童虐待の特徴の一つでもあることから、その保護者に関する情報の共有が望ましい。児童相談所は各区の医師会、歯科医師会と連携して虐待防止の研修を行ったり、積極的に協力を求めていったりすることが必要である。さらに、子どもの外傷に関しては発生機転を児童福祉専門員である法医学者に積極的に診断を求め、身体的虐待の客観的把握に努めなければならない。

保護者が精神疾患・アルコールや薬物依存などにより生活能力や育児能力が低下している場合には、保健所の精神保健福祉相談員や精神科医の協力を求めることが重要である。保護者が精神的に不安定な場合には、家族が巻き込まれ、対応に苦慮

したり適切な判断力が奪われている場合も多い。精神疾患などを持つ本人への対応だけでなく、家族が振り回されないような支援も必要である。なお、精神科医療に関わる複雑または困難な相談や、アルコール・薬物依存、思春期の精神保健等の特定相談については、精神保健福祉センターなども活用するべきである。

(6) 市役所本庁主管課と児童相談所の連携

児童相談所の改革や全市的な児童虐待防止の取組みについては、児童相談所の所長や職員体制、予算などについて権限を有する市役所本庁の責任は重い。さらに、区によって前述の区役所などは相談援助機関としての自覚や問題家庭に対する援助方針にばらつきが見られた。今回の事案を受けて市役所本庁は、これまでの児童虐待防止体制を十分に反省し、再発防止の積極的な動きをしなければならない。具体的には、児童相談所や区役所の職員体制、専門性向上のための研修の企画、専門職化を含めた人事任用制度の検討が必要である。

名古屋市では、平成24年度から本庁子ども青少年局に児童虐待対策室を設けて、児童虐待防止に関する企画調整機能を充実させたところであるが、この組織が十分にその機能を発揮して、市全体として児童虐待防止に取り組む姿勢や具体的な取り組みがなされていくよう、検証委員会としても期待し、見守りつつ点検していきたい。

4 児童虐待防止に関する総合的な実践研究

児童虐待防止対策を現実的かつ効果的に推進していくためには、児童虐待の臨床実践に即した研究に基づいて、さまざまな施策を展開していく必要がある。例えば、児童相談所で取り扱った虐待事案の統計、虐待行動の予測性、虐待が疑われる家族とその支援の効果測定など、虐待臨床の実践的研究を大学などの研究機関とともにを行い、虐待の予測性など職員の実際の業務に有効な研究結果の提供を行うような研究機関の設置が望ましい。こうした研究機関は、名古屋市としての地域特性を踏まえた児童虐待防止に資する研究を行い、児童相談所など実際に対応する機関との連携をとって情報提供するなど児童虐待対応の実践に生かしていく必要がある。

「経験と勘による児童虐待対応」の時代から、エビデンス・ベースに基づく科学的な根拠を持ったアセスメントと援助の実践になっていくためには、実践研究は欠かすことのできない視点である。全国初の研究機関の設立を考えてもらいたい。

(提言参考)

児童福祉司・児童心理司 政令指定都市比較 (平成23年度 名古屋市調べ)							
都市名	児童福祉司配置数			児童心理司			人口(22年 国勢調査 確定値 22.10.1 現在数)
	児童福祉司 配置数	一人当たり 人口	順位	児童心理司 配置数	児童福祉司比	順位	
名古屋	49	46,202	13	10	20.4%	18	2,263,894
札幌	34	56,281	17	15	44.1%	9	1,913,545
仙台	19	55,052	16	14	73.7%	1	1,045,986
さいたま	27	45,275	9	14	51.9%	6	1,222,434
千葉	21	45,798	12	6	28.6%	16	961,749
横浜	81	45,540	11	25	30.9%	14	3,688,773
川崎	32	44,547	8	13	40.6%	10	1,425,512
相模原	18	39,864	6	11	61.1%	2	717,544
新潟	11	73,809	19	5	45.5%	7	811,901
静岡	18	39,789	5	8	44.4%	8	716,197
浜松	20	40,043	7	11	55.0%	5	800,866
京都	44	33,500	1	14	31.8%	13	1,474,015
大阪	70	38,076	4	11	15.7%	19	2,665,314
堺	23	36,607	2	9	39.1%	11	841,966
神戸	34	45,418	10	13	38.2%	12	1,544,200
岡山	19	37,347	3	11	57.9%	3	709,584
広島	22	53,357	15	5	22.7%	17	1,173,843
北九州	17	57,462	18	5	29.4%	15	976,846
福岡	28	52,277	14	16	57.1%	4	1,463,743
合計	587	45,005		216	36.8%		26,417,912

注：名古屋市は24年度数値

VI おわりに

1 児童虐待の現状と課題

またしても名古屋市内で痛ましい虐待死亡事件が起きてしまった。重大な虐待事件が起きるたびに児童相談所の対応が問われて続けてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は、平成2年時に1101件であったものが平成22年には5万6384件（東日本大震災の影響により、福島県を除いた集計値）とうなぎ登りの状況である。児童虐待防止法施行直前の平成11年度に比べて平成22年度の虐待対応件数はなんと4・8倍になっている。

他方、児童虐待死亡事例の統計はどうだろうか。わが国で初めて調査したのは、名古屋に拠点を置くNPO法人CAPNAである。平成10年に「みえなかった死」、平成12年に「防げなかった死」をそれぞれ出版して、平成7年から平成11年までの5年間に起きた児童虐待死亡事例を調査検証している。心中事件も含めて毎年平均100名以上の子どもが虐待で生命を落としていることが明らかになった。

この事態を重視した厚生労働省も虐待死亡事例の調査に乗り出し、平成16年から現在に至るまで毎年「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」と題する報告書をまとめるようになった（社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会」第1次報告～第7次報告）。しかも10年前のCAPNAの調査結果とほぼ同じ結果が未だに裏付けられている。

わが国は深刻化する児童虐待に対応するため平成12年に児童虐待防止法を制定し、平成16年・平成19年と2度にわたる改正をしてきた。しかし、児童虐待防止法が制定されてから今日までわが国で虐待死亡件数が減少したという事実はない。これはなにを意味するのだろうか。わが国の法制度や施策が現実の虐待防止には無力であったという証拠になるのだろうか。

今回の検証手続を重ねながら、検証委員の一人一人は、繰り返される虐待死に心を痛め、虐待防止の施策や過去の検証結果が現場で生かされていないことに苛立ちを覚えながらも、「なんとしても子どもたちの生命を守りたい」といった思いで、かなりの時間を割いて本死亡事例に真剣に向き合ってきた。

2 死亡事例検証の方法と課題

厚生労働省は平成20年3月に「地方公共団体による児童虐待による死亡事例等の検証について」と題する通知を出し、平成23年7月に一部改正を通知している。いうまでもなく虐待死亡事例の検証目的は、①事実の把握と②死亡した児童の視点に立って子どもの死亡を防げなかったのはなぜなのかを探求し（発生原因の分析等）、③悲劇を繰り返さないためにはわれわれはなにをしなければならないかという方策を明確にする（必要な再発防止策の検討）ことであって、決して個人の責任を問うことではない。

しかし、実際に関係機関から情報提供を求めヒアリングや現地調査、公判傍聴などを実施してみると、関係者は長い時間と労力を注いできたにもかかわらず、最悪の事態を招いてしまったことからくる、表現しようのない無力感や消耗感に陥っていた。検証の主旨は、この事例に関わった人々が尽くしてきた今までの努力を否定するものではなく、あくまで再発防止のための検証である。

また検証を進めるうちに、死亡した子どもの親族や関係機関への責任問題が追及され、関係機関相互の自己弁護や責め合いになりかねない事態も想定された。検証手続を深めるたびに関係機関の連携の源になる信頼関係が損なわれてしまっただけでは本末転倒である。この点、検証目的を常に自覚・明確にしておく配慮が必要であると実感した。

3 子どもの安全確保最優先の必要性

検証手続を通じて、あらためて子どもに安全な未来を保障・提供するのは社会の責任であることを痛感した。子どもの生命を守ってこそ、親子支援（再統合）が可能になる。そのためには児童相談所が保護者に対して毅然とした対応がとれるだけの専門的な資質と体制が強く求められているといえよう。児童相談所や区役所などが、行政の垣根（縦割り行政も含めて）を取り払って、身近にいる法医学・法歯科医学も含む医師・歯科医師や弁護士などの多職種専門家に積極的に相談しようとする姿勢を持ってもらいたいと願う。

4 本検証の特徴

今回の検証は、計11回の委員会での会議を開いて検証してきた。ヒアリングや公判傍聴、現地調査を含めれば優にその倍近くになる。多大な時間と労力を検証委員は払ってきた。

会議では、とりわけ専門機関である児童相談所の対応に焦点を当ててきた。言うまでもなく児童虐待問題は児童相談所一機関だけで対応できる問題ではない。児童虐待は、格差が広がる社会状況を背景として、多様で複雑な家族問題が要因となっている。それゆえ、児童相談所を中心としながら、様々な公的機関、民間団体、市民が連携協力して、子どもの安全・安心を保障する重層的なセーフティーネットを構築していく必要がある。

地方公共団体で公表されている多くの検証報告書に目を通すと、ほぼ「関係機関との連携・情報共有のあり方」が指摘されている。本検証においても同様な課題が指摘できる。しかし、関係機関との連携や情報の共有化を具体的にどのように実現するべきかという各論になると、決して容易ではない。

そこで本検証では、「児童相談所の専門性」をとくに取り上げて議論した。児童相談所の専門性とはそもそも何かという根本的な問題も含めて議論し、その結果、最終的には児童相談所の専門性とは徹底して「子どもの視点」に立つということであると帰結した。子どもは外見的には大人に見えたとしても、大人との関係では家庭内での真実を語るこ

とのできない弱い立場にある。反面、子どもは家族の幸せを何よりも願い、自分なりに判断し発言・行動する能力を持つ主体的存在である。本検証を通して、子どもの立場を理解し、真実の声（SOS）を確実に聴き取ることの大切さと、子どもの願いに寄り添い実現を支援する社会的仕組みが不足していたことが明らかになった。子どもの権利条約第3条に掲げられている「子どもの最善の利益」を児童虐待対応の主軸とすることを忘れてはならない。

本検証を単に「検証報告書」だけに終わらせてはならない。このような悲劇を二度と起こさないためにも、本検証報告書を「生きた教材」としてこれからも活用する必要がある。報告書本文の「事例の経緯と関係機関の対応」では、本事例を4つの相談期に分けて詳細な時系列表を掲げるとともに、時系列表に各委員の意見を盛り込んだ。さらに各相談期ごとの課題を読み物風にまとめているのは、すべて本検証報告書を関係機関での虐待防止の実践に生かしていただきたいという工夫と強い願いからである。

5 最後に

子ども虐待防止は、子どもの死亡事例を防げばよいというものではない。子どもの生命を守ることは、虐待防止の最優先課題であるというにすぎない。生命は守られながらも虐待で苦しみながら生き抜いている子どもたち（サバイバー）を社会は守り抜いていく必要がある。一時保護後も、その子らしい成長を支援する施策が用意されていれば、一時保護された子どもがより安心して虐待環境に戻らない選択ができるはずである。本件でも第1回目の一時保護の時点から家庭環境の調整に長期間を要すると容易に予測できたはずである。一時保護期間中、子どもたちは施設で生活しても良いとの気持ちを明かしていただくから、子どもたちを社会的養護の環境の下で相当の期間をかけて自立支援していくことができたはずである。無念の気持ちとともに、亡くなった子どもの生命を無駄にしてはならない思いが再びこみ上げてくる。子どもの虐待は直接の加害者である保護者の責任にとどまらない。子どもの生命に関わる重大な人権侵害であり、救えなかった責任は社会にもある。どうか本検証を役立ててほしい。

最後に、米国の小児科医で虐待対応の礎を作ったヘンリー・ケンプの言葉を肝に命じて筆を置く。

「虐待であるにもかかわらず判断を誤って保護せずに生命を落とした子どもに謝罪するくらいなら、虐待ではないのに間違って保護してしまったときに親に謝罪する方がまだましである。」

〈参考資料〉

名古屋市児童虐待事例検証委員会設置運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市の区域内において、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定に基づき、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するため、「名古屋市児童虐待事例検証委員会」（以下「検証委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 検証委員会に委員長及び委員を置く。

2 委員長は、名古屋市社会福祉審議会条例（平成12年名古屋市条例第1号）第5条第1項に基づき設置された児童福祉専門分科会の長とする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員は、次の者をもって構成する。

(1) 児童福祉専門分科会の委員である者のうちから分科会長が指名する者

(2) 前号の者を除き、児童虐待の防止等に関し必要な知識又は経験を有する者のうちから市長が指名する者

5 前項の委員の任期は、次条第3項の報告の時までとする。

(検証委員会及び結果報告)

第3条 検証委員会は、委員長が招集し、委員長は検証委員会の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検証委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員長は、検証委員会が終了したときは、当該検証の結果を市長に報告しなければならない。

(検証委員会の非公開)

第4条 検証委員会は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第7条第1号及び第4号の規定に基づき、非公開とする。

(守秘義務)

第5条 委員長及び委員は、正当な理由なく、検証委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員報酬)

第6条 委員の報酬の額は、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）別表第2の24の項に定める社会福祉審議会委員及び臨時委員の報酬の額に準ずる。

(事務局)

第7条 検証委員会の事務局を名古屋市子ども青少年局子育て支援部児童虐待対策室に置き、検証委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、検証委員会の運営に関して必要な事項は、検証委員会において協議して定める。

附 則

この規程は、平成22年2月19日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

○名古屋市児童虐待事例検証委員会委員

氏名	役職等	備考
蔭山 英順	日本福祉大学 教授	委員長
岩城 正光	認定NPO法人 CAPNA	副委員長
白石 淑江	愛知淑徳大学 教授	
杉浦 宇子	弁護士	
服部 はつ代	名古屋市教育委員	
蛭川 洋子	名古屋市民生委員児童委員連盟	
長尾 正崇	広島大学大学院教授	

○検証経過

第1回	平成23年11月25日	今後の方針の決定
第2回	平成23年12月9日	ヒアリングの実施について確認
第3回	平成23年12月27日	児童相談所のヒアリングの結果報告
第4回	平成24年1月20日	瑞穂区役所及び小学校のヒアリングの結果報告
第5回	平成24年2月1日	中学校、警察、名東区役所のヒアリングの結果報告
第6回	平成24年2月16日	今後の進め方の決定 関係者ヒアリングの実施決定 検証報告書の提出時期の確認 フォローアップについての確認
第7回	平成24年2月28日	関係者のヒアリング 問題点・課題の整理及び検討
第8回	平成24年3月19日	問題点・課題の整理及び検討
第9回	平成24年3月26日	中間報告書の検討

<平成24年4月6日 中間報告書を市長へ提出>

第10回	平成24年4月20日	最終報告書の提言の検討
第11回	平成24年4月27日	最終報告書の検討